

令和3年第1回大多喜町議会定例会

6月会議会議録

令和3年 6月6日 開会

令和3年 6月8日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和三年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和3年第1回大多喜町議会定例会6月議会会議録目次

第1号（6月6日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	6
報告第2号の上程、説明	6
報告第3号の上程、説明	7
報告第4号の上程、説明	9
報告第5号の上程、説明	9
報告第6号の上程、説明	10
一般質問	11
渡辺善男君	11
山田久子君	20
吉野一男君	31
根本年生君	38
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
日程の追加	51
発議第2号及び発議第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	52
散会の宣告	56

第2号（6月8日）

出席議員	57
------	----

欠席議員	57
地方自治法第121条の規定による出席説明者	57
本会議に職務のため出席した者の職氏名	57
議事日程	58
開議の宣告	59
議事日程の報告	59
行政報告	59
諸般の報告	59
報告第7号及び報告第8号の一括上程、説明	60
報告第9号の上程、説明	62
一般質問	63
山田久子君	63
渡辺善男君	74
根本年生君	84
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
日程の追加	116
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
休会について	119
散会の宣告	119
署名議員	121

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

(第 1 号)

令和3年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

令和3年6月6日(日)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 2号 継続費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 4号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 5号 継続費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 6号 建設改良費繰越計算書について
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 9 請願第 2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 追加日程第1 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第3号 国における令和4年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） おはようございます。

本日は、令和3年第1回議会定例会6月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席いただきまして、誠にご苦労さまでございます。

また、町長はじめ町執行部職員の皆様、そして議員各位のご理解、ご協力をいただきまして、本日日曜議会が開催されますことを心から感謝申し上げる次第です。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日6月6日は休会の日ですが、議事の都合により、令和3年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより6月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

令和3年第1回議会定例会6月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年第1回議会定例会6月会議を再開させていただきましたところ、議長はじめ議員の皆様方には大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承いただきたいと思います。

さて、令和3年度がスタートし2か月が経過しましたが、コロナ禍の不安は解消されず、不透明な状況がいまだに続いております。

国は、9都道府県に発令中の新型コロナウイルスの緊急事態宣言を6月20日まで延長することを決め、本県12市に出されているまん延防止等重点措置も同様に延長することを決めました。

このような中でございますが、本町の感染者数は県内でも下から2番目で、感染者が少ない状況にあり、3つの密を避ける、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗い、人流抑制等の新しい生活様式を引き続き実践していただいている結果が大きく、町民の皆様のご理解、

ご協力に改めて感謝をいたすところであります。

また、5月18日から始まりましたワクチン接種については、町内の医師会、看護師、社会福祉協議会など多くの関係者のご理解、ご協力をいただきながら、全庁挙げて進めているところで、希望のあった町内の高齢者約3,000人のうち、80歳以上の方から順次実施しております。昨日までに1,755人の方の第1回目の接種が完了しています。

今回、本町の日時を決めて接種いただく方法は、当初いろいろご意見があり、不透明な部分が多く、手探りの状況ではありましたが、接種日を決めたことで、高齢者の皆様に安心感を与えることができたことなど、本町の接種方法が、医師会をはじめ関係者の皆様にも高評価をいただいております。この後、高齢者以外の対象者の接種も順次予定されるわけですが、本件も迅速に進めてまいりたいと存じますので、議員各位のご理解、ご協力を重ねてお願いを申し上げます。

本日は、この後、報告案件が5件、8日は報告案件が3件、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問案件が1件、条例の一部改正が4件、そして一般会計、介護保険特別会計の補正予算を提出させていただきました。

また、本日と8日の2日間にわたり一般質問が行われるわけですが、各議案とも十分ご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで行政報告を終わります。

なお、暑いようでしたら上着は脱いで構いませんので、よろしく申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会4月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了解願いたいと思います。

このうち、千葉県町村議会議長会の第1回定例会が書面決裁により実施されました。役員互選のほか、各町村から国及び県に対する要望事項を県議長会で取りまとめており、本町からGIGAスクール構想の実現に向けての支援についてと、2級河川夷隅川河川整備についてを要望しておりましたが、原案のとおり採択され、国・県に要望することになりました。

次に、監査委員から、4月26日及び5月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

次に、法律の規定に準じまして、有限会社たけゆらの里大多喜及び株式会社わくわくカンパニー大多喜の経営状況を説明する書類が町長から提出されました。議員各位にはその写し

を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、3月18日に、令和3年第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、5番根本年生君から報告をお願いします。

○5番（根本年生君） 根本です。

令和3年第1回国保国吉病院組合議会定例会が、令和3年3月18日にいすみ医療センター会議室で行われました。その件についてご報告させていただきます。

まず、審議に入る前に議長選挙が行われ、当議会の議員であります渡邊泰宣議員が当選されました。大変うれしい限りであります。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、付議事件が4件上程されました。

国保国吉病院組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これは主に宿直手当等の改正によるものです。

2番目として、国保国吉病院組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これは令和2年度に緊急的に感染症手当、職員の方々と看護師さんの方々の手当を支給するものです。

3番目に、令和2年度国保国吉病院組合病院事業会計補正予算について、これは国・県及び2市2町からの補助金の増額によるものです。

4番目、令和3年国保国吉病院組合事業会計予算について、これは、令和3年度は約37億円の予算がありますけれども、その収入及び支出の内訳内容についての説明がありました。

いずれも全会一致で無事可決されたものでございます。

なお、詳しい内容については、お配りした資料をご覧くださいと思います。

また、審議に先立ちまして、管理者、太田洋様から、令和2年度の収支状況についての発言がありましたので、要約してお伝えいたします。

初めに、令和2年度の事業状況について報告がありました。当病院は公的病院の性格上、毎年度約3億円の赤字を出しております。また、令和2年度はコロナの拡大流行により、年度当初5億円程度の赤字を想定していました。しかしながら、コロナの影響による病院経営の悪化を心配して、2市2町から補助金で約1億6,300万円を支援していただき、加えて、国や千葉県からコロナ病床の補助金で約5億2,600万円の収入を受けることができました。よって、単年度ではありますが、令和2年度は黒字になることが確実にになりました。この1年間、コロナに関わってくれた医師、看護師、発熱外来のスタッフ、検査室のスタッフ、事務員の皆様に心より御礼申し上げますとの報告がありました。

続きまして、医師の確保状況について報告がありました。令和2年度は、内科医師8名、外科医師2名の計10名でスタートしました。今後とも、医師、看護師の確保は大変厳しいものがありますが、医師確保に向けて全力で取り組みます。なお、今後進む高齢化の中で病院経営は大きく変わってまいります。地域医療としての継続性と、10年後の地域の姿を見据えて、よりよい安定経営に向けて取組を進めてまいりますとの発言がありました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、本6月会議につきましては、審議期間は本日と8日とします。お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生 勇君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

8番 渡 辺 八寿雄 君

9番 山 口 定 夫 君

を指名します。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第2、報告第2号 継続費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願ひます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第2号の説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをお開きください。

継続費繰越計算書について。

継続費は、毎会計年度の年割額のうち、その年度に支出を終わらなかったものは継続年度の終わりまで逐次繰越しで使用ができるものとされており、繰り越した場合には5月31日までに計算書を調製し、次の議会において報告が必要なため、報告させていただくものでございます。

それでは本文に入らせていただきます。

令和2年度大多喜町一般会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和2年度大多喜町一般会計継続費繰越計算書。

款6商工費、項1商工費、事業名、面白峡遊歩道整備事業、この事業は、養老川面白地先の遊歩道を整備するもので、令和2年度から令和4年度までの3か年で実施するものでございます。継続費の総額は1億5,810万円、令和2年度の予算計上額は6,230万円、支出済額は4,444万円、残額及び翌年度通次繰越額は1,786万円、財源は繰越金でございます。

その下、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、農業施設災害復旧事業、この事業は、令和元年の台風21号に伴う大雨で被害を受けた下大多喜地先のため池の復旧工事で、令和2年度、3年度の2か年で実施するものでございます。継続費の総額は9,649万2,000円、令和2年度の予算計上額は4,288万円、支出済額は3,753万2,000円、残額及び翌年度通次繰越額は534万8,000円で、財源は繰越金7万6,000円、特定財源の国県支出金509万7,000円は農業施設災害復旧事業費補助金、その他の17万5,000円は災害復旧事業に係る負担金でございます。

以上で報告第2号 継続費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで報告第2号 継続費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第3、報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第3号の説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書について。

令和2年度大多喜町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和2年度大多喜町一般会計繰越明許費繰越計算書。

表内の事業名、翌年度繰越額及び財源内訳について説明させていただきます。上から順に、企画事務費は、移住・定住の新たな施策としてワーケーションのプランニングについての調査委託業務で、繰越額は48万4,000円でございます。

次の新型コロナウイルス感染症緊急対策－感染拡大防止対策は、学校のトイレの改修工事、給食センターの調理用備品などの購入、学童施設の新築工事及び小中学校の備品などの購入で、繰越額は1億2,815万2,000円、既収入特定財源の4,225万9,000円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、未収入特定財源の国県支出金7,589万3,000円も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次の新型コロナウイルス感染症緊急対策－経済対策は、おおたき巡りクーポン、電子地域通貨、バイオマス産業都市構想の作成、都市交流センター加工場の改修事業で、繰越額は1億3,167万9,000円、既収入特定財源2,769万8,000円は電子地域通貨のチャージ分、未収入特定財源の国県支出金4,299万7,000円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、その他は電子地域通貨のチャージ分でございます。

次の保育園管理運営事業は、みつば保育園の非常用発電装置燃料タンクの修繕で、繰越額は49万5,000円でございます。

次の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、ワクチン接種体制の確保に係るもので、繰越額は3,473万6,000円、未収入特定財源の国県支出金3,046万6,000円は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金でございます。

次の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、ワクチン接種の実施に係るもので、繰越額は1,891万円、未収入特定財源の国県支出金1,890万9,000円は新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫補助金でございます。

次の土地改良関係団体事業は、ため池ハザードマップの作成で、繰越額は571万3,000円、未収入特定財源の国県支出金は農地防災減災事業補助金でございます。

次の町道維持管理事業は、柳原地先の用地測量で、繰越額は262万7,000円でございます。

次の町道改良事業は、泉水地先の町道新坂泉水線の道路改良工事で、繰越額は629万1,000円で、未収入特定財源の地方債620万円は道路整備事業債で、過疎対策事業債のハード分でございます。

次の防災無線維持管理費は、防災無線移動系の更新業務で、繰越額は4,598万円、既収入特定財源3,250万円は消防施設整備事業債、未収入特定財源の地方債520万円も同じく消防施

設整備事業債でございます。

次の公民館管理運営事業は、中央公民館のエレベーター設置工事等で、繰越額は4,755万3,000円、未収入特定財源の地方債4,750万円は社会教育施設整備事業債で、こちらも過疎対策事業債のハード分でございます。

以上で報告第3号 繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第4、報告第4号 事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第4号の説明をさせていただきます。

引き続き9ページをお開きください。

事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、令和2年度大多喜町一般会計予算において、別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和2年度大多喜町一般会計事故繰越し繰越計算書。

款6商工費、項1商工費、事業名、観光センター管理運営事業、支出負担行為額32万5,270円、支出未済額32万5,270円、翌年度繰越額32万5,270円、財源は一般財源でございます。この繰越しは、観光本陣の電話回線接続工事において、3月7日に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が延長されたことにより、予定していた作業人員、機材等の確保が困難な状況となり、年度内に完了できなかったことによるものでございます。

以上で報告第4号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで報告第4号 事故繰越し繰越計算書についてを終わります。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第5、報告第5号 継続費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、報告第5号 継続費繰越計算書についてご説明させていただきます。

13ページをお開きください。

令和2年度大多喜町水道事業会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告する。

次のページをお開きください。

令和2年度大多喜町水道事業会計継続費繰越計算書。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、面白浄水場更新事業は継続費の総額が9億4,332万7,000円で、そのうち令和2年度継続費予算現額が7億429万9,000円、令和2年度支払義務発生額5億1,433万6,900円ありましたので、残額1億8,996万2,100円を翌年度に繰り越すものでございます。この繰越額に係る財源内訳として、企業債1億5,600万円、勘定留保資金3,396万2,100円を予定しております。

以上で報告第5号 継続費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（麻生 勇君） これで報告第5号 継続費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第6号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第6、報告第6号 建設改良費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、報告第6号 建設改良費繰越計算書についてご説明させていただきます。

17ページをお開きください。

令和2年度大多喜町水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

次のページをお開きください。

令和2年度大多喜町水道事業会計予算繰越計算書。

表内の事業名、翌年度繰越額、財源内訳について説明させていただきます。事業名、浄水

施設改良事業は、横山浄水場1号ろ過器電磁弁更新工事で275万円を翌年度に繰り越すものでございます。この繰越額に係る財源として損益勘定留保資金275万円を予定しています。

次の配水施設整備事業は、伊保田地先の低区配水池場内配管工事、低区配水池減圧弁設置工事、県道小田代勝浦線小沢又地先配水管布設替工事、3件の事業費合計9,485万3,000円を翌年度に繰り越すものでございます。この繰越額に係る財源として企業債9,400万円、損益勘定留保資金85万3,000円を予定しています。

以上で報告第6号 建設改良費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（麻生 勇君） これで報告第6号 建設改良費繰越計算書についてを終わります。

ここでしばらく休憩します。

次は10時40分から会議を再開します。

(午前10時28分)

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◎一般質問

○議長（麻生 勇君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問は、さきの議会運営委員会で決定した順番で行います。

なお、この会議での一般質問の時間は答弁を含めて30分以内です。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したのでご承知願います。

◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（麻生 勇君） それでは、初めに1番渡辺善男君の一般質問を行います。

○1番（渡辺善男君） 1番渡辺善男でございます。飛沫防止のパネルがありますので、マスクを外させていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一問一答方式で質問させていただきます。

本題に入る前に、新型コロナウイルスワクチンの接種が始まりました。案内に始まって、まだ実際に接種が行われているわけですが、私のところには、案内については大多喜町は非

常に親切、丁寧だということを言われております。また、実際に接種に行かれた高齢者においては、大多喜町は体制がきちっと整っていて、本当に安心して何の心配もなく接種ができた、そういった関係のお言葉をいただいております。

これもひとえに、医師会の皆さん方、従事者の皆さん方、そしてボランティアで活躍してくださっている皆さん方のご尽力かなというふうに感じております。引き続き万全な体制をもって、町民全員が2回の接種を終えることを願ってやみません。ご尽力を引き続きよろしくお願いいたします。

本題に戻ります。今回の質問事項は大きな項目として、1項目、町道湯倉西部田線の改良についてです。幾つかの小さな項目に分けて質問いたしますので、可能な限り前向きな答弁をしていただきたいと思います。

質問事項1、町道湯倉西部田線の改良について。

本町は、総面積およそ130平方キロメートルで、町としては広大な面積を有しています。そのため、移動手段としてほかの市町村と比べても自動車の保有も高い状況となっております。

幸いに南北に国道297号線、東西に国道465号線が整備され、順次改良も実施されているため、県道と相まって道路網としては進展をしていると思われま。

広い町に住む住民の距離感を縮めるには、国道や県道から分岐する主要町道の改良を計画的に推進し、カーブが少なく幅員も確保された安心・安全に走行できる道路を整備することだと思っております。

今回は、町道湯倉西部田線を取り上げ、町道中野大多喜線と並んで西老地区と大多喜を結ぶ重要路線という認識の下、現状、今後の改良計画への取組、さらには実現可能性などについて伺います。

まず、本路線の通行量や危険箇所など、現状を把握できているか伺います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 建設課のほうからお答えさせていただきます。

町道湯倉西部田線は、国道465号、大多喜町湯倉地先を起点とし、町道中野大多喜に接続するまでの約1.7キロメートルの2級町道で、1車線の道路であり、2つのトンネルを有しております。

ご質問の通行量の把握ですが、一般的に交通量調査は道路の計画、建設、維持補修についての資料を得ることを目的に実施されるものであり、本路線の通行量調査につきましては、

近年では実施はしておりません。また、危険箇所の把握ですが、2か所のトンネルに関しましては5年ごとの法定点検を実施しており、その他盛土部分では路肩が痩せているところや、一部の道路線形におきましてS字カーブ等の箇所が見られるところがございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 沿線の状況から見て、台風や大雨の際の被害が比較的少ないように私は思っております。いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） これまでの大雨と湯倉西部田線の災害の状況ですけれども、台風等による隣接地からの倒木による通行止めはありましたけれども、大きな道路の決壊、また崩落による被害につきましては、議員の言われるとおり少ないかと思えます。

その要因ですけれども、隣接地の山林などの高さですけれども、これが比較的緩やかで低い、そういうことが要因ではないかというふうに考えられると思います。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

質問を変えます。直近で目立った改良、これが実施されたのはいつ頃かということでお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） この路線の改良の時期ですけれども、先ほど申しました2つのトンネルにつきましては昭和45年、それと49年に建設されております。ですが、直近での改良ということですが、ここ二、三十年、大きな改良はされていない、こういうことだろうと思います。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 再質問させていただきます。

必要に応じたとき保守だけ、私は大多喜に来るときは中野大多喜線、自分の自宅に帰るときは湯倉西部田線ということで使っております。したがって、日頃町担当課が沿線の草刈りとか、また側溝を掃除して、重量の蓋をつけたりとか、また危険箇所に赤いポールを立てたりと、そういったことは目にしてよく承知しております。ただ、長期間にわたって改良に至らなかった、その理由が特別に何かあるか伺います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 湯倉西部田線が長期にわたり改良に至らなかった理由ですけれども、定かではありませんけれども、湯倉西部田線は2つのトンネル、前後のトンネル以外は比較的道路線形、いわゆる道の曲がりが少ない、中野大多喜線の西部田トンネルを過ぎてから、坂の上に上がってからの路線でございますので、道路の勾配、高低差が比較的少ない道路であります。

また、中野大多喜線につきましては2車線の道路で、ある程度整備されているということから、長きにわたって改良がこの路線されていなかったのではないかというふうに思われます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

それでは質問を変えます。本路線の位置づけ、重要性、改良の必要性について、現時点でどう捉えているかお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 本路線は、町を南北東西に整備されている国道をショートカットするように通っている町道中野大多喜線の間地点から湯倉地先に通じる道路で、西畑地区、老川地区の方が大多喜方面に向かう際、中野大多喜線と同様に多くの方が利用している道路であり、町が管理する道路の中でも重要な路線とされている道路でございます。

道路改良につきましては、同様の役割を果たしている町道中野大多喜線と中間地点で合流すること、また途中にあるトンネルが1車線であることを考えますと、大規模な改良、いわゆる道路の2車線化というような改良は難しいのではないかというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

そこで、再質問します。超高齢化の進展という背景があります。大規模な改良は無理としても、比較的平たんな本路線は数か所の改良によって数段の安全性が高まるというふうに私は見ておりますが、その辺のところはいかがですか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 湯倉西部田線は中野大多喜線に比べて、1車線ではありますが、先ほど来申し上げておりますけれども、曲がりの少ない、比較的平たんな路線でございます。このため、中野大多喜線ではなく、湯倉西部田線を利用する皆さんも多いのだろうというふ

うに考えております。

議員の言われたとおり、局部的な改良を行うことによりこの路線の安全性というものは高まるものだろうというふうな認識でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 質問を変えます。

観光行政から本路線をどう捉えているか、また、大多喜町は城と溪谷の町ということで長年言ってまいりました。点を線に変えて、線を面にしてということもよく耳にしました。面にするという事は、結果的には道路も整備して時間を短縮するというふうに思っておりますけれども、観光行政から、本路線をどう捉えているか、観光課長に伺います。

○議長（麻生 勇君） 渡邊商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

観光案内の問合せ、道案内の際なんですけれども、車の種別や場所を聞き取りした上で、大型車で総元及び西畑地区方面を訪れる場合については、主に国道465号をご案内しております。また、普通車で老川地区や中野、平沢方面を訪れる場合につきましては、最短ルートであり2車線である町道中野大多喜線をご案内させていただいております。

そのようなことから、観光行政の観点からは、お城や城下エリア、それから西畑、老川地区、養老溪谷エリアを結ぶ必要な路線でございますけれども、町道湯倉西部田線につきましては、町道中野大多喜線を補完する路線と捉えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 再質問します。

観光客の安全性や時間軸、所要時間から見ると捉え方がまた変わってくるのではないかと、いうふうに思いますが、いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問につきまして、商工観光課からお答えします。

町道中野大多喜線は2車線の道路でございますけれども、一部の区間は勾配がきつく、つづら折りのカーブが見られます。これに比べて町道湯倉西部田線は、先ほど建設課から答弁がありましたように、曲がり少なく、1車線の道路で、比較的平坦な道路であることから、町道湯倉西部田線を利用する方は多いと思います。距離は中野大多喜線を通るルートの

ほうが短いですが、時間的には国道465号を通り、カーブの少ない町道湯倉西部田線を通るルートでもさほど変わらないと思われます。

今後、町道湯倉西部田線の局所的な改良が行われた場合について安全性が高まることと期待されます。車の種別や場所によりますけれども、中野大多喜線と併せた観光路線として捉えることができると考えます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 先ほど答弁の中で、距離を実際に測って見たけれども、中野大多喜線のほうが短かったという話です。実際に測られたということによろしいですか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 私、実際に車で走りまして距離を測らせていただきました。中野大多喜線につきましては、起点を中野の交番といたしまして、湯倉西部田線が接続する間の話ですけれども、中野大多喜線については3.5キロ、それから国道465号を通過して湯倉西部田線を通るルートについては約4キロという距離になっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

私も何度か中野大多喜線の入り口のところで、前を走っていた車と測ってみるんですけども、やっぱり三育学院のところの信号、そして西畑小のところの信号の状況によって多少前後ありますが、大体同じパターンでちょうどなりますね。大変、そこまで測っていただいて、本当にありがとうございました。

質問を変えます。ちょうど今、大多喜町総合計画後期基本計画、そして第1次実施計画ということで策定しました。その第1次実施計画の内容を見ますと、道路の関係で、道路整備計画を進めるということで入っておりますけれども、そこに対象路線としてこの湯倉西部田線を入れ込む考えはあるかどうか伺います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今年、令和3年度が後期基本計画、第1次実施計画の初年度であり、既に対象路線を絞り計画しているところでございます。このようなことから、建設課としましては、そのほか多くの道路整備路線を抱えておりますので、現在のところ難しいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 建設課長からさっと答えられてしまいました。そうすると、再質問したくなります。近隣市町につながる国道、そして県道の改良が現在進んでおります。その中で、本町としても同時進行で主要道路網の整備というのは進めるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 本町の管理する道路の維持管理につきましては、重要構造物とされている橋梁やトンネルなど、これは5年に一度の定期点検を行い、将来的な財政負担の軽減と安全性確保のため、長寿命化計画を策定しまして順次修繕工事、これを実施しており、その修繕工事に係る費用、これは相当なものになると考えております。

また、主要道路の整備ですけれども、こちらは地域の方だけではなくて、大多喜町を訪れる方々が安全に通行できるように整備しなければならないというふうには感じております。この道路整備に関しましては用地の確保、これもとより、財源の確保、これも大きな課題としてあります。

そういうことから、本路線につきましては、改良するのであれば、1車線のまま、見通しの悪いカーブの改良、また一時的に車両のすれ違いができるような場所の確保など、局部的な改良になるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

さらに質問させていただきます。財源の確保、今の答弁の中にありました。私もその辺は重々承知しております。やっぱり何をやるにしてもどこから財源を見つけてくるかということになると思います。まして道路整備ということになりますと、事業費が多額になると想定されます。事業実施するとなると、どのような財源の可能性があるか。また、何か考えられる財源があるか、そこを伺いたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 道路整備事業ですけれども、現在は国・県の補助金、それから町債、そのほか基金を財源として活用して実施しているところであります。今後もこれらが財源としては考えられるところでございます。

国の補助金、国庫補助金ですけれども、これ先ほど申しましたけれども、橋梁やトンネルなどの構造物に対する長寿命化修繕事業、こちらへの補助金は確保しやすいんですけれども、その他の道路改良に対する補助金というのは今大変厳しい状況でございます。

また、町債につきましては過疎対策事業債、こちらを活用することにより、これは借入れの償還金に対しまして交付税措置があるということですので、こちらのほうは一般財源の負担を軽減するというようなことができるというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

財源を見つけるのは大変なことだなと思います。その中でもかすかな望みという観点からいいますと、過疎対策事業債というのが、私が知り得ている中でもあるのかなと思いますが、それについてはまたいろんな要件というか、こういうことをしなくちゃいけないというのも当然出てくるとは思いますが、その辺のところをお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 過疎対策事業債の要件ということで、財政のほうからお答えさせていただきます。

まず、過疎対策事業債として活用するには、過疎地域自立促進計画という町でつくる計画に計上することが必要となります。そのときの過疎対策事業としての要件ですけれども、町道改良の場合ですと、おおよそ幅員が4メートル以上、延長が100メートル以上の道路改良、新設であったり、舗装の改良工事というのが事業の対象になるというところでございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 財政課長、急振りで申し訳ありません。ありがとうございます。

大体、流れ的には私もよく理解できました。ただ、かつては交通の要衝と言われていたこの本町ですね、今、またいろんな計画が持ち上がってきております。そういった中で、またそう言われるときが近いんじゃないかなというふうに私自身は感じております。大多喜町は広いが、行ってみたら道路はすごくよかったというふうに言われたいと思っております。

本路線は、中野大多喜線と並んで西老地区と大多喜市街を結ぶ重要路線、そういうふうに認識しております。その積極的な改良が双方で暮らす住民の距離感を詰める最良の手段ではないかというふうに思っております。あわせて高齢化が進んでいるという状況の中で、幾らかでも安全な道を造って整えていく。2車線は無理にしても、やはりちょっとカーブの角を取って整備する、盛土のところをもう1メートル増やすということで、同じ1車線でも、高

年齢が普通にかかわせるような、安心して通れる道造ることが最良ではないかなというふうに考えております。その辺のところ、最終的に飯島町長、いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま渡辺議員から、湯倉西部田線の道路を中心として、その辺を改良あるいは改修していただきたいと、こういうご要望でございます。私のほうからは、むしろ大多喜町全体の道路というものを考えた中でその位置づけというのを考えていく必要があると思っています。

大多喜町は今議員もおっしゃいましたとおり、房総半島の中で297号線と465号線の国道が交差している唯一の町であります。ですから、まずこの465号線、297号線というのをしっかりとやはり進めていくということが重要であると思っています。

特にまた、297号線につきましてはトンネルの問題があります。また、もう一方で、465号線は横断という意味でも非常に重要な路線であることは間違いありません。そういう中で、今進めていますのが老川の筒森地先から黄和田地先までの、これは恐らく3年ないし5年で整備が完成されると思います。そうなりますと、君津へ抜ける道路というのは一段とよくなってくると思っています。

ただ、もう一方で、465号線につきましては、老川から大多喜にかけての区間につきましては、西老地区を結ぶ中でまだまだ改良しなければいけない部分が多々あります。この465号線から県道が、三条、田代、弓木へ抜ける、いわゆる勝浦に抜ける部分の道路、この改良も必要でありますし、今これも計画の中に入って進めていくところでございますが、また一方で今言いましたように小沢又へ抜けていく、会所に抜ける、あの路線も今改良しているところでございます。国道から分岐して県道が非常に改良の工事の中に入っているわけでございます。

その中で、今湯倉西部田線の話が出たわけでございます。その中で、先ほど所管の課長が答えているとおり、1つはやはり中野大多喜線というのが、ある程度2車線という中で整っているところでございますので、ここはまずしっかりと基幹的な道路としてやっていくということでございます。

そして、湯倉西部田線については、やはり抜け道としては非常に重要でございますので、それは今言いましたように1車線という中で、特に課題はトンネルがございまして、トンネルの改修というのが、2車線はなかなか大変でございますので、狭隘な部分、こういったことを逐次やっていくということの中で、最終的にはまたそういうものが完成していけば、

ある程度その先へ進めていけるんだと思います。

そういう中で、町全体として、まず465号をしっかりと、まず老川、大多喜までの間の狭隘な部分がまだございます。大きく改修しなければいけない部分がございますので、これは国・県に引き続き要望しながら、またそれにつながる県道、三条、田代、弓木、また小沢又からの抜け道ですね、こういった道路をしっかりと県にもお願いしていかないとはいけません。町は町として予算をできるだけ取れるようになれば、また進めてまいりたいと思っていますので、そういう全体の中で道路インフラを考えていきたいと、このように考えています。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 前向きな答弁ありがとうございました。

以上で1番渡辺善男の一般質問を終了します。

◇ 山 田 久 子 君

○議長（麻生 勇君） 次に、7番山田久子君の一般質問を行います。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 7番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策、ワクチン接種対策に取り組んでくださっております行政はじめ医療関係者の皆様ほか、全関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

本日は、若者向け支援について3点質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

初めに、生理用品の負担軽減について質問をさせていただきます。

既に皆様報道等でご承知いただいているように、長引くコロナ禍による不況が深刻化する中、非正規雇用の女性を中心に、経済的困窮から若者の5人に1人が生理用品の入手に苦労しているなどの実態が浮かび上がりました。この中には、コロナによる減収の影響だけでなく、平常時からの世帯の貧困やネグレクト、父子家庭であることからの気づきの難しさなどの別の理由による方も含まれているかもしれません。

生理用品の負担軽減に対して、海外でも国や自治体が支援に乗り出しているそうです。例えばイギリススコットランドでは、昨年11月、生理用品を無償で提供する法案が可決されたそうです。韓国では年間約1万2,000円を購入費として補助する地域もあるそうです。日本

国内でも各自治体で生理用品の無償配布の動きが広がっており、公明党千葉県女性局としても千葉県知事並びに県教育長に緊急要望書を提出させていただいたところでございます。

このような中、本町でも支援の実施をしていただくことができればと考え、質問をさせていただきます。

初めに、小中学校の個室トイレに自由に使える生理用品の常設設置はできないものかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、山田議員からの一般質問について教育課からお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、コロナ禍で、経済的困窮により生理用品の入手に苦慮している生理の貧困については、今問題化されていることは認識しております。現在、町立の小中学校につきましては、学校生活上生理用品が必要になったときには保健室で保管しているものを児童・生徒に対して、養護教諭や女性教諭がその事情に応じ適切に対応しているところで

す。

女子トイレへの生理用品の設置につきましては、個室トイレ自体が湿気の多い場所であること、また用品の管理に目が行き届かないことなど、衛生面や管理面で課題が多いことから、養護教諭の管理の下、保健室で管理しております。

そのほかにも、保健の授業で性教育を行うときや身体測定の後、宿泊行事前に行う養護教諭による指導、養護教諭が発行する保健だよりなどで、困ったときは保健室へ相談に行くように周知しております。

また、学校などにおける生理用品の無償提供については、国会答弁で、国として関係省庁と連携し、何ができるかを検討したいとの答弁がありました。このことから、町としては国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

今もご対応いただいているということでもございましたけれども、その中で1点お伺いしたいのは、保健室で配布していただいております行政区もしくは学校においては、後で返却するという、そういう決まりがあるところもあるようなんですけれども、本町ではどのような取扱いになっておりますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） そのことにつきまして、学校のほうにどういう状況なのかとお聞きしました。中学校のほうは、以前は返していただくということだったみたいですが、このようなことから、そのようなことはなく、これからは提供していただくように、それにつきましてには町の予算で対応したいというふうに指導しておりますので、今後はそのような、返してもらうということは、今のところ行っておりません。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。よろしく願いいたします。

次に、小中学校以外で生理用品を必要とする女性がいた場合の支援策もできたらよいのではないかと思いますけれども、この点につきましてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

議員の言われたとおり、長引くコロナ禍により経済的に苦しい方がいると思われま。経済的に困窮している方で、特に若い女性は生理用品の確保のこととなると、声を上げ支援を求めることがなかなかしづらい問題かと思われま。これらの問題に直面している方への支援は必要であり、何か対策が求められるところでございま。

しかしながら、このことにのみ視点を絞る対策を行うだけでは、根本的な解決にはならず、この問題の本質であります生活全般にわたり経済的困窮があるため、その解決策を含めた支援が必要かと思われま。

具体的には健康福祉課での相談支援のほか、社会福祉協議会で生活資金の貸付けや、中核地域生活支援センター及び自立相談支援センターがあります夷隅ひなたにつなげて支援を行ってまいりま。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。教育課長、また健康福祉課長もそれぞれ本当にご理解をいただいているということで、町として非常にご理解をいただいているものだと解釈させていただきました。

その中で今課長がお話しされましたように、本当にこの問題はコロナ禍だけでなく生活、

その辺のところからの問題が大きいのではないかと考えております。今お話しいただいた制度があるということをなかなか皆さん知らないというようなところもあるかと思っておりますので、機会がありましたら、ぜひ周知をお願いしていただければと思っております。

今回の生理用品の配布につきましては、その実施の費用として、自治体がNPO法人などに委託して推進した場合には、地域女性活躍推進交付金を利用できるというようなことも伺っておりますけれども、残念なことに我が町ではNPO法人というものが無いもので、なかなかこの交付金を使うということができない状況にあるかと思っております。先ほど、町の財源でということでおっしゃっていただきましたので、ご負担をおかけするかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、地域によりましては、防災備蓄品の生理用品を入替えした分をこの配布に活用していただいているというところもあるようでございますが、本町ではそもそも論の備蓄の数が少ないということもございまして、本当にこのところも難しい部分問題があるのかなと思っております。理解させていただいているところでございます。

この問題は、何度も繰り返しになりますけれども、今回のコロナの中で生理の貧困という問題が浮かび上がってまいりましたが、生理用品の提供が日常的、普遍的サービスとして、これからの町並びに国・県のご支援をいただきながら続いていくことができればと思っております。何とぞよろしくお願ひいたします。

次に、ヤングケアラーの実態と支援についてお伺いをいたします。

きょうだいや家族の世話をする18歳未満の子供をヤングケアラーと呼んでおります。手伝いと呼べる範囲を超えた様々なお世話や、長時間のお世話をしていることから、勉強や心身への影響が心配されるケースもあるようです。

このヤングケアラーの支援に向け、厚生労働省と文部科学省による中学生、高校生を対象とした初の実態調査が昨年12月から今年1月にかけて行われたそうです。その結果、中学2年生の約17人に1人、高校2年生の約24人に1人が世話をする家族がいると回答したそうです。この数からしますと、大多喜町でも該当される方がいるのではないかと危惧したところでございます。

そこで、本町のヤングケアラーの実態はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、山田議員からの一般質問につきまして教育課からお答えさせていただきます。

教育課からは、町立の小中学校の実態についてお答えさせていただきます。まず、ヤングケアラーの定義ですが、法令上の定義はございませんが、一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、心のサポートを行っている18歳未満の方と認識しております。また、ヤングケアラーにつきましては、家庭内のことで、問題が表に出にくく、調査による状況把握は難しいですが、ヤングケアラーと思われる児童・生徒を早期に発見し、対応することは重要であると考えております。

今回、町立小中学校におけるヤングケアラーの実態について学校に伺ったところ、該当する児童・生徒はないというふうに回答がございました。

学校でのヤングケアラーの把握につきましては、各家庭のプライバシーに関わることから、児童・生徒に直接聞くのは難しい面もあることから、日頃、学校生活での健康観察、欠席、遅刻、早退の状況、宿題や持ち物の忘れ物や提出物の状況を確認する中で把握したり、子供たちとの対話や家庭訪問、保護者面談などの折に保護者から聞き取ったりして把握するように努めているところです。

そのほかにも、本町におきましてはスクールカウンセラーを設置しております。スクールカウンセラーの関わるケースから、ヤングケアラーに該当する子供も把握することもできると考えております。

このように、学校では児童・生徒や保護者と関わる機会が多いことから、今後も、早期発見に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

大多喜町には今該当者がおられないということで、よかったなと思うところがございますが、実際、家族の病気や介護というのはいつ起こるか分からないということもございます。また、本人や家族が自分がヤングケアラーと言われる状態にあるということを気づかないということも考えられるかもしれません。

そのような場合、町の包括支援センターや民生委員さんなどに把握していただけるケースもあるかと思えます。また、今課長からご答弁がありましたように、学校内でのスクールカウンセラーの先生や担任の先生、また校内の先生などの状況確認、また家庭訪問などで状況に気づいていただくこともあるかもしれません。その場合など、学校と支援体制との連携体制というのはどのようになっているのかお伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問につきまして教育課からお答えさせていただきます。

学校で把握することができた場合には、民生委員、児童委員や中核地域生活支援室センター一夷隅ひなた及び関係課と連携しながら、個別の状況に応じた支援を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

連携ということでは、ふだんの大多喜町のほかの事業を聞いていまして、組織の皆さんとの連携をうまく取っていただけるという回答のように受け止めましたので、そこについては安心をいたしました。

その中で、ヤングケアラーがおられた場合は、実態的にはどのような支援というものをさせていただくことができるのか、その点をお伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問につきまして教育課からお答えさせていただきます。

ヤングケアラーの支援策としては、経済的な問題を抱えるような状況の場合は、保護者や当該家庭の地区を担当する民生委員、児童委員と連携し、就学援助や生活保護の手続の支援などを行ってまいります。そのほかにも児童・生徒の心のケアが必要と思われる場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼し、心のケアなどに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまの議員さんの質問と教育課長の答弁と若干かぶる部分が出てくるかもしれませんが、健康福祉課のほうからもお答えさせていただきたいと思います。

令和2年度に厚生労働省がヤングケアラーと思われる子供の状況について調査を行ったところ、家族の代わりに幼いきょうだいの世話をしているが最も高くなっており、次いで、中学校では障害や病気のある家族に代わり家事をしている、全日制高校では、家計を支えるた

めにアルバイトなどを行っているなどが明らかになったところでございます。

ヤングケアラーの把握や支援に当たって難しいところは、子供本人の自覚がない、家庭状況の把握の難しさ、保護者の理解が得にくいなどが挙げられているところであります。これらの内容については、令和3年5月17日に厚生労働省と文部科学省がまとめた報告書においても同様の内容が指摘されているところでございます。

この報告書の中では、早期発見、ケアラー支援、認知度向上の3本柱で対策を進めるべきだと提言されて、本人や周囲の人がヤングケアラーに対する認知度を高め、早期に発見し、支援につなげる必要があるとのことでございます。

国における報告書では、今後、幼いきょうだいの一時預かりなどの保育、家事代行サービス創設、ソーシャルネットワークなどを使ったサロンを支援するといった案が挙げられ、対象者に対する支援の在り方は様々なものになると考えられます。

本町においては、これまでと同様に、本人や家族からの相談はもとより、教育現場などでの把握による情報共有、介護現場や福祉現場からの情報共有、民生委員などからの連絡などによる情報把握により対象者が最適な支援を受けられるように取り組んでまいります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 多分、私よりもずっとご年配の方ですと、そういうのは昔はみんなそうだったんだよという、本当にそういう時代もあったかと思うんですけども、今はヤングケアラーという形で、これが問題になるようなそういった時代になってまいりました。そういった部分では、なかなか、昔はという部分もあるかとは思いますが、これは今の時代としてやはり取り組んでいただくということでも大事な部分になってきているのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、町でも本当にいろいろ対策、協議、連絡を取っていただいているということでもございましたけれども、その中の研修という中でもしかしたら盛り込んでいただいているのかもしれないんですが、福祉や介護の研修の中にこういったヤングケアラーという問題があるんだよということもまた入れていただく。

それから、要保護児童対策地域協議会のようなものがありました場合には、そういった中にもヤングケアラーというところでお話をさせていただいて、今までお話をさせていただいているいろんな協議の中にこういう問題も、もう一つまた気をつけていただきたいと思いますね、お願ひできますかということでも含めていただけるような、そういった研修に取り入れてもらえた

らと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 現在のところ、先ほど教育課長のほうからも回答があったように、ヤングケアラーと思われる方がいるようには把握できていないところでございますので、実際そのような、要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協の中では、その部分というのは確かにあまり議題にも上がってきておりませんので、その辺を含めて今後進めていければなと考えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） よろしく願いいたします。

私は、今回ヤングケアラーということで取上げさせていただきましたけれども、これは大人の介護制度でも言える部分があるのかなというふうにちょっと感じているところがございます。

介護を受ける方は、1人では生活が難しい状況にあるにもかかわらず、支援者がいることで介護者の公的支援に結びつきにくい、判定が低くなるというような、そういった問題もあると伺っております。その中で、介護する側、支援者の方のほうが疲弊をしていってしまうという、介護の制度の難しさという部分も長い介護制度の中で見えてきているところもあるような気がいたしております。

そういった中で、子供さんが支援をするというような状況が見受けられました場合には、より一層の考慮、そういったものをお願いできたらいいなというふうに感じたところでございます。ちょっと分かりづらい話になってしまいましたけれども、そのように感じたものがございました。よろしく願いいたします。

次に、最後でございますが、奨学金の返還サポート制度の導入についてお伺いさせていただきます。

若い方から、大多喜町にUターンできない理由として耳にするのは、仕事がない、働くところがないなどとともに、奨学金の返済があるのでとのお声もありました。これは都市部との収入の差も意味しているのではないかと感じたところでございます。高校の授業料の実質無償化や奨学金の給付、貸付対象者の拡大などの支援制度も創設されましたが、既に返還をしておられる方々からの支援を求める声も多くあるところでございます。

このような中、国のまち・ひと・しごと創生制度を活用した奨学金返還支援制度が2020年

6月に拡充されました。この制度は、都市部の大学、高校等からの移住、定住と地方への若者の定着を促進することを目的としたもので、この拡充により市町村については企業、自治体による基金設置が不要になり、国が支援する特別交付税措置の対象経費の範囲も、負担額の2分の1から上限つきではございますが、全額まで拡大がされました。町として導入しやすくなったのではないかと感じております。

そこで、地域内の移住、就労などの要件を満たした場合に返還支援をする、この制度を導入し、若者の地元定着のきっかけに少しでもなることができればと思います。町の奨学金返還サポート制度導入について見解をお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの議員からの一般質問につきまして教育課からお答えさせていただきます。奨学金ということで教育課のほうからお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、国の支援制度で奨学金を活用し、若者の地域定着の促進を図るため、奨学金の返還を全部または一部について免除する制度があります。これは、総務省が地方から人口流出への対策として、大学生、高校生などに対し、学校卒業後に地方に定住を促したり、働くことができる雇用を創出したりすることが有効と考え実施している制度であります。

この制度を実施するに当たりましては、奨学金返還制度の対象となるものが重複するおそれがあることから、都道府県と十分に調整し、当該都道府県における地方版総合戦略との整合性を図ることというように、推進に当たっての留意事項として国の要綱に規定されております。また、対象者の要件や町の地方版総合戦略に位置づけられたものである必要性があることから、この制度の導入につきましては、関係課と十分協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 県等の重複がないようにということでございましたので、分かりました。

その中で、この制度は今インターネットで、奨学金返還サポート制度の全国の導入自治体が一覧で検索できるような形になっております。ですから、一目瞭然で、ここがそういう制度がある、制度がないということが分かるような状況でございます。今回のこの拡充を機に、ほかの、今まで実施していなかった地域や行政区でも導入してくるということが考えられる

のではないかと思いますけれども、再度検討する考えはないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいま議員がおっしゃるとおり、ホームページで、全国のそういう返還制度をやっているところはすぐ出てきます。千葉県でも、調べたところ5市町村ほどございました。こちらのほうは市町村でやるのもありで、県でも行える事業であります。例えば、町のほうでは1次産業とか6次産業化につきましても、やはり大学に行ってそういうところに就きたいという方がおります。それに関しては町だけじゃなく、この辺の近隣の市町村も交えて県に要望するのも一つの手かなというふうに考えております。

そういうのも全て、今のところはこういうのを協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

いろいろ協議が必要ということでございますので、それでは協議ということの中で2点ほどお話しさせていただければと思います。

また、この制度は広報の経費に対しても特別交付税措置が受けられるようでございます。できれば、この制度を創設していただきましたら、中学、高校生のおきから、大多喜町にはこういう支援制度があるよということを広報していただいて、高校もしくは大学を卒業した後の進路を選択する場合の考えにも含めていただくことができればいいのではないかと思います。思いが1点ございます。

また、令和3年4月、今年4月からでございますが、民間企業が奨学金返還を支援する際に、日本学生支援機構に直接返還する制度も始まったそうでございます。企業にとっては、支援した分を損金算入することで法人税の負担が減り、従業員にとっては、住民税や社会保険料の負担が増えずに済むメリットがあるそうでございます。自治体を通じて企業への働きかけなどもしていただくことなども検討していただければと思うところでございますが、この2点について、どのように思われますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいま、広報の費用と企業の関係ですけれども、まず広報につきましては、これを取り組むことになった場合は当然奨学金の返還制度につきましても周知をしないといけないと思います。ですから、そこは奨学金制度と同様に、そこで返済のほうにつきましても減免があるということは一緒に周知してまいりたいと思います。

日本学生機構のほうの企業につきましては、ちょっとすみません、私のほうでは協議する
としか、今のところは言えないというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） まず、今課長のほうからいろいろお話しさせていただきましたけれども、奨学金返還サポート制度、この導入自体、例えば私が思っているのは、その補助対象となる要件が、どうしても地元企業への就職、あるいは地元へのUターン。

そうしますと、例えばお子さんたちの考え方もあるんですが、私も長い間教育現場に携わってきた者として、子供一人一人、小中学生のときにはなかった能力をまた高校で大学で、そして、それが経済分野だとか、政治だとか、科学分野とか、文学的なこととか、本当にこれは県だけじゃなくて日本の代表あるいは世界に羽ばたく子供たちが、地元に戻ることを最優先して考えてしまうと、その芽を摘み取ってしまう、こういう懸念も私はあると思っております。

ですので、またこの制度導入を前提とする前に、そもそもそういうことで本当にいいのかどうか。例えば今大多喜高校のほうではコンソーシアムという組織を立ち上げて、これは高校生が中心になって町の産業あるいは教育行政、さらには観光、全ていろいろな面でいろいろな課題を見つけ、そして自分から課題解決に向けると、もし、発展的になればその提案を生かしていくと、そういったことを通してやっていくことで、コンソーシアムの組織の前もってやっていた地域から、国のそういう実績から、地元に戻ってくる確率が非常に高くなっていると。奨学金も大事なんです、そういう制度的なことも活用することで、地元へ戻ってくる子供たち、そういったものもまた教育では大切ではないかと。

結論からいえば、その制度は確かに承知しておりますけれども、その制度自体で子供の芽を摘むことだけは、どうしても、これはそこで止めなきゃいけないので、可能性のある、教育現場では子供たちに向かって、親御さんにも子供たちは非常に能力、これがいっぱい伸びるんですと、夢や希望が可能性が高いんですと、そういったことを言っておきながら地元に戻ってこい、帰ってこいと、果たしてそれで教育が矛盾しないのかと、そういったことも含めて、もう少し国の動向も見ながら、県そして関係機関とそういったものを検討していければなと思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

私も決して子供の可能性というものを否定するものではなくて、本当に夢や希望を持ってやっていただきたいと思っております。その中で、町に戻ってきたいというお子さんがいらした場合には、そのところの支援として、何か一つでも助けるものがあればという思いで、いかがでしょうかということで、今回質問させていただいたものでございますので、決して子供さんの夢を潰すとか、可能性を否定するとか、そういうものではございませんので、そこは十分ご理解いただきまして、戻ってきたいという方に少しでも何かそこに助けるものがあればという思いでさせていただきました。

これからまたいろいろご検討いただけるところもあるかも分かりませんので、その際にはぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で山田久子君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

その間に昼食を取っていただき、午後1時から会議を再開します。

(午前 11時47分)

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

11番吉野一男君の一般質問を行います。

○11番（吉野一男君） それでは、最初に私ごとで恐縮でございますが、昨日新型コロナウイルスワクチンの接種をキャンセル待ちで行ってまいりました。大変ありがとうございます。受付から大変スムーズに接種を受けることができました。これも医師及び看護師、ボランティア、役場職員の協力のたまものであります。ありがとうございました。他の市町村におきましてはインターネットや電話での連絡がなかなか取れなく、困っている市町村もありますが、当町では2次の連絡があり、大変助かっております。

それと、県下でコロナ感染が下から2番目ということで、町民の意識の意向がかなっているものと思ひます。また確立されていると思ひます。町執行部の協力のたまものであ

り、ありがとうございます。

それでは、11番吉野一男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして、ただいまから一般質問をさせていただきます。

町の活性化事業についてということで、町から国の事業である地方創生推進交付金を活用した大多喜城下町通りの屋号看板設置工事及び大多喜城下町通りナイトエコノミー創出業務（釜屋及び商い資料館へ竹灯籠の設置）の事業説明を受け、房総の小江戸大多喜をつくる会として町並み整備を推進する上で町への協力及び支援を行うこととなりました。

屋号看板及び竹灯籠につきましては、夜間に明かりがともされ、ナイトエコノミーの創出及び城下町通りの魅力アップを図り、官民協働のまちづくりを推進する。

そこで、以下の質問についてお伺いいたします。

最初に、今年度、町は房総の小江戸大多喜をつくる会に5万円の補助金を計上した根拠についてお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきまして商工観光課からお答えさせていただきます。

根拠につきましては、大多喜町歴史景観条例第18条に基づき、景観形成住民団体に対し、景観形成に係る活動に要する経費の一部を助成することができるとされております。房総の小江戸大多喜をつくる会から令和3年度の年間事業計画が提出され、その活動への補助が根拠となっております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 再質問させていただきます。

初年度の房総の小江戸大多喜をつくる会補助金額と事業内容についてお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきまして商工観光課からお答えさせていただきます。

房総の小江戸大多喜をつくる会は、平成10年8月にまず地域住民の団体として発足いたしました。活動を始めたのは平成12年度になりますけれども、街なみ環境整備事業補助金ということで、50万円の補助金を交付しております。

また、事業内容につきましては景観形成基準等を記載いたしました冊子の作成や、先進地

の視察研修、当時は長野県松本市に視察に行っております。こういったことが主な事業の内容となっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 続きますは、再質問として、今年度の房総の小江戸大多喜をつくる会の事業内容と支出の内訳についてお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきまして商工観光課からお答えさせていただきます。

房総の小江戸大多喜をつくる会の通帳の残金10万1,740円と補助金5万円等を合わせて15万1,740円が事業のための財源となっております。事業内容と予算内訳は、研修会開催時の講師謝礼が1万円、それから視察研修費が10万円、需用費、役務費等が4万1,740円となっております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 私は最初に、5万円の補助金に関してなんですけれども、補助金としては大分少ないなと思っていたところではありますが、これも前の、平成12年にやったときの残金が一応あるということで、10万1,740円ですか、あるということで、私も勘違いしているわけじゃないんですけれども、取りあえず最初の状況が、補助金5万円というのはいかにも少ないなと思っていたところなんです。こういうことで今答弁を受けたところ、残金があるということで、これを補填したということでありますので、これは大変結構なことだと思っております。そういうことで明快な答弁をありがとうございました。

続きますは、地方創生推進交付金（屋号看板36基、竹灯籠を釜屋及び商い資料館に63本設置）の金額は幾らかお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきまして商工観光課からお答えさせていただきます。

屋号看板設置工事金額は129万9,991円、竹灯籠設置金額は129万9,800円、ともに税込み金額となっております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 続きまして、再質問させていただきます。

工事金額に地方創生推進交付金が充てられたと思うが、補助率とそれぞれの金額は幾らかお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきまして商工観光部からお答えさせていただきます。

財源につきましては、議員さんのおっしゃるとおり地方創生推進交付金を2分の1充当しております。また、町の単費を2分の1充当しております。金額につきましては屋号看板の事業費129万9,991円のうち、地方創生推進交付金はそのうちの2分の1、64万9,995円、それから竹灯籠事業費129万9,800円のうち、地方創生推進交付金64万9,900円となっております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 明快な答弁ありがとうございました。

続きまして、房総の小江戸大多喜をつくる会は、街なみ景観整備事業を推進していく計画と伺っております。町として今後どのような協力体制を整えるのかお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問に商工観光課からお答えさせていただきます。

房総の小江戸大多喜をつくる会は、城下町として繁栄してきました歴史と文化を生かし、歴史的景観を守り、育て、つくり、維持することを設置目的として、平成10年8月に住民団体組織として発足し、平成12年4月よりスタートしました街なみ環境整備事業実施に当たり、つくる会会員による事前の署名活動等を行うなど、区民が関わる、区民による街なみ景観整備事業の推進に深く関わってまいりました。

そのようなことから、街なみ景観整備事業を推進していく協力体制については、協定区域内——大多喜区、新丁地区、桜台区、久保区、猿稻区になりますけれども、区民のご理解とご協力は不可欠であると考えております。

今後、区民、房総の小江戸大多喜をつくる会、町商工観光課との共通認識を図り、協働での景観整備推進への協力体制を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 続きまして、再質問をさせていただきます。

過去の街なみ景観整備事業の実績についてをお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問に商工観光課からお答えさせていただきます。

景観整備事業のうち、建屋の修景や入り口の石畳や看板の設置等の修景数ということになりますけれども、過去13年間の実績で136件の実績がございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 明快な答弁ありがとうございます。

続きまして、房総の小江戸大多喜をつくる会の活動内容は、歴史的街なみ景観整備のための研修会の開催、郷土史研究家を囲んでの勉強会の開催、町並み協定の締結、景観整備事業計画に基づく事業の推進などであります。

また、今回行われた屋号看板、竹灯籠事業についても、今後、継続事業としていく考えがあるのかどうかお伺いいたします。

また、この事業の評判が大変よいということですので、なるべく縮小してでも継続したらよいと思いますが、いかがでしょうかお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問に商工観光課からお答えさせていただきます。

屋号看板、竹灯籠事業の継続につきましては、国の地方創生推進交付金を活用し、城下町通りを中心に設置いたしました。夜間の景観の魅力アップの一助となっております。この事業につきましては、令和2年度より活動を再開いたしました地域の整備等に関する住民団体の房総の小江戸大多喜をつくる会との協議を重ね、看板のイメージや設置箇所のエリアの選定等を協議した上で、城下町通りの建物の所有者、城下町127件になりますけれども、要望調査を行いました。そのうち、要望のありました建物36件に屋号看板を設置いたしました。

また、竹灯籠につきましては、釜屋それから商い資料館に設置しております。

事業の継続につきましては、未回答や要望しなかった建物の所有者につきまして、再度調査を行った上で、まずは要望件数を把握することが必要と考えております。その上で、調査

結果を基に、房総の小江戸大多喜をつくる会と屋号看板、竹灯籠事業につきまして協議し、景観整備の推進を図っていければと考えております。

以上になります。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 続きまして、再質問させていただきます。

調査を始める時期はいつからか、また調査結果を基に、房総の小江戸大多喜をつくる会と協議しとあるが、いつ協議し、いつから始めるのかお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問に商工観光課からお答えさせていただきます。

再調査につきましては、できるだけ早い時期に開始したいと考えております。

また、その協議につきましても房総の小江戸大多喜をつくる会との協議も早めに行えるように努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 明快な答弁ありがとうございました。

その関係につきましても事業の継続ということでもありますので、再調査の結果を検証したいということでもあります。そういうことではありますが、飯島町長さんにお伺いします。屋号看板及び竹灯籠を設置し、ライトアップされ、夜間の美しい模様が浮かび上がる状況を見て、ちょっと感想をいただきたいと思えます。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この事業は観光庁の事業でDMOの関連事業なんですね。それで3年間の事業で進めてきたところでございます、まさに令和2年度が最終年度であったということでございます。これはむしろ観光の誘致事業の一つでありまして、老川のほうのライトアップ事業とか、いろいろやってきているところでございますが、町家の通りの中に、まさにその城下の雰囲気というものを醸し出すというのは、なかなかやっぱり観光客にとっていいものではないかなと思えます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ありがとうございました。

特に、城下町通りの重点地区、建物所有者127件に対して、屋号看板及び竹灯籠を設置す

れば、夜間の景観魅力アップになり、観光客も訪れ、地域経済の活性化につながると考えます。

また、大多喜町黒原在住の末吉正樹さんが、竹灯籠との出会いが今から3年前、都内のイベントにボランティアで参加し、竹灯籠で装飾された会場の幻想的な風景に魅了されたということでもあります。柔らかな和の明かり、浮かび上がる美しい模様、これを地元大多喜の竹で形にしたいと思い、独学で作りはじめたということでもあります。また、今現在は屋号看板については、自宅の電気を使用していますが、将来的には屋号看板も太陽光発電小パネルを設置すれば、電気料金もかからなくなりますので、参考にさせていただければありがたいと考えております。

最後に、飯島町長さんにお伺いします。

渡邊商工観光課長さんからは、事業の継続、予算化については再調査の結果を検証した上で考えるとのことですが、町として金額はともあれ、継続するかどうかをできれば判断をお願いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 竹灯籠、屋号看板について継続するかどうかというご質問でございます。先ほども申し上げましたけれども、この事業については3年の事業で、一応これは観光庁の事業で、終わりになるわけでございます。ですから、改めてまた補助事業というのはなかなか難しいところでございます。

しかしながら、修景事業の中で、先ほど課長も答えておりますように、毎年300万の予算が出されております。過去の事例を見ますと、毎年全て使い切っているかという使い切っていない状況でもございますので、今の修景事業の中に新たにこれを使い勝手のよいような形の中に、もう少し広げた形でこういうものにも使えるような形で、この300万を生かしていければと思いますので、事業としてはそういう使い方の中で継続できると思います。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 町長、明快な答弁ありがとうございました。これも引き続いて、ぜひ、300万の中、いろいろ工夫しまして、ぜひ行っていただきたいと思います。

これも町民からぜひやってもらいたいという要望もありますので、それを踏まえた中で、城下町通りのライトアップをすると、これは新丁から猿稻までですか、それまでやると明快にすばらしくなると思うんですね。私も夜に行ったんですけども、実際に釜屋とか見たときに、夜景というか、そういうものが大変いいなと思いました。

それで今回はこの質問するわけですが、これを継続しまして、できれば、結局そういう補助を使いまして、各家に、自宅のほうに町のほうで補助金を加えた中で、それを建てれば、竹も3年か4年で駄目になると思うんですよ。大多喜は竹林がありますので、竹林を利用した中でやれば、ある程度竹のほうは皆さん寄附してくれるんじゃないかと思いません。

そういう点で、これを更新していくと、それも末吉さんがそういう形でやってもらったわけですが、今後それを継続していけば、結局観光客の誘致とかいろいろな関係になりますので、みんな期待して、訪れる人々が大変いいと。

この間、私、あそこにいたら、昼間だったんですけども、観光客が子供連れで来まして、これ、いいなと、夜じゃなかったから、夜に来て見たら素晴らしいでしょうと話したことがあるんですけども、ちょっと来て、こういうものを紹介すれば、また夜来て、夜景を見るところとかという形になりますので、ぜひそういう方向で、全体的に新丁から猿稻まで全体的にやれば、これは実際的なかなか情緒があつていいんじゃないかと思っています。ぜひ、これは町としても推進していただければありがたいと思います。

以上で11番吉野一男の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で吉野一男君の一般質問を終了します。

◇ 根本年生君

○議長（麻生 勇君） 次に、5番根本年生君の一般質問を行います。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 質問させていただきます。

私は、今回、大多喜町社会福祉協議会の移転及び老人福祉センターの今後の見通しについて質問させていただきます。

大多喜町は、今後まだまだ高齢者が増加していきます。私ももう69歳になり、高齢者の一員です。健康状態等不安もあり、いつどうなるか分かりません。今後は高齢者福祉の充実が大多喜町の根幹をなすものと思われまます。

その中核的役割を果たしてきました大多喜町社会福祉協議会及びいろいろな老人のための行事、会合等が行われていた老人福祉センターがなくなってしまうのではないかということについて大変危惧しております。高齢者福祉の後退につながるのではないかと非常に危惧しております。その件についてお伺いします。

社会福祉協議会が来年4月1日に中央公民館に移転する件、及びそれに伴う大多喜町老人福祉センターの今後の見通しについて質問させていただきます。

社会福祉協議会が中央公民館に移転する理由について教えてください。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

老人福祉センターは、建築から47年が経過しており、施設の老朽化や経年劣化による修繕が必要となっていることから、夷隅郡市広域市町村圏事務組合としては、令和4年3月31日をもって指定管理に関する契約の延長は行わない方針とのことであります。そのことから、指定管理が終了する令和4年4月1日以降は老人福祉センターの使用ができなくなるため、町内他施設の中で総合的に判断して、適当と思われた中央公民館に移転することとなりました。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 分かりました。その件についてはまた後の質問の中で触れさせていただきます。

次に、社会福祉協議会が指定管理者になっている老人福祉センターの指定管理者を、来年3月31日をもって継続しないとの方針であると伺っています。今の説明の中でもそのような方針であるということです。社会福祉協議会が移転することと、老人福祉センターが今後使えなくなることとの関連性についてはどのようなことなんでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの根本議員のご質問の内容でございますけれども、関連性という前に、まず、企画課のほうから、大多喜老人福祉センターですけれども、こちらは夷隅郡市広域市町村圏事務組合が設置したものでありますので、事業の方針等につきましては私のほうから夷隅郡市広域市町村圏事務組合へ確認した内容がございますので、回答させていただきます。

現時点では正式に決定された事項はないとのことでございますけれども、継続しない理由といたしましては、1つ目として、先ほど健康福祉課長のほうからも話がありましたが、建物の老朽化が著しく、継続して使用するには大規模改修をする必要があると想定されること。

2つ目としては、高齢者に係る各種事業等につきましては、構成市町においてもそれぞれ

の市町の施策として実施しておりまして、その利用状況からも、夷隅郡市広域市町村圏事務組合が設置する老人福祉センターとしての役割は、所期の目的、使命を達成し、終わっているものと認識できることなどの点から、老人福祉センターの運営は終了し、規約上からの廃止及び施設の処分を進めていく方向があり、具体的な施設の処分等については、今後、正副管理者会議や、議会に諮り、決定していくことになるとのことで伺っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 正式決定されていないということは、そういった方針が協議の中で進んでいると、だから3月31日をもって廃止するんだということでしょうか。

正式決定をなぜしないのでしょうか、して、3月31日からやればいいと思いますけども、正式決定されない理由は何でしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この問題はもう既に3年前に議会の全員協議会、また議会の皆さんにも同意を得て、社会福祉協議会につきましては公民館にということで、既に公民館のほうに準備でエレベーターの設置、あるいは駐車場の整備、またトイレの改修等様々、高齢者の皆さんが使いやすいような設備をしてきているところでございますが、そもそもこの話につきましては、4年前、夷隅郡市の広域市町村圏の正副管理者会議の中で、今企画課長がお話したように、この使命はもう既に終わったと。

それで、福祉センターについては大多喜町がほとんど使っていると、ほかの2市1町は使っていないということで、先ほど説明のされたとおりでございます。そういうことで、使命は終わったのでということでありまして、こういう結果でございます。

ただ、決まっていないという話は、これは正式に議会の議決を得てやるものでございますが、これはある程度話を進めていかなければ、同意を得なければなかなか議会に出せませんので、そういうことで、事前の話の中でございます。

そして、この3年間なぜ延長したかというのは、私どもが実はお願いをしてございます。やはりいきなり社会福祉協議会を移すというのはなかなか難しいということで、3年間の猶予期間をいただいたということで、それで3年間の中で公民館のほうに準備をして、多額な予算を投じて進めてきたところでございます。これも既に議会でもご説明してございます。議会の皆さんが承知していると思っておるところでございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 先ほどの答弁の中で、老人福祉センターの使命は終わったということですが、それは広域で持っている必要がないということで使命が終わったということではよろしいですか。大多喜町の高齢者に対する施設はまだまだやっていかなくちゃ、使命が終わったということは広域でやる必要がないと、大多喜町独自でやる必要性は認めているので、今後充実していくということでもいいですか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大多喜の広域の皆さんが終わったということじゃなくて、それぞれ皆さんはそれぞれの市、町の中で進めているということで、本町はたまたま福祉センターがあったということで、それを利用させてもらっていたということですが、本町はそれで老人福祉についての使命が終わったわけでありませんで、ですから、公民館のほうに移動すると、それでしっかりとした形の中で運営するんですよということですが。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） もう一つ、すみません。正式決定はまだされてないということです。これから議会で議決を諮るということです。全員協議会で説明があつてから、もう3年、4年ぐらいたちますですかね。その4年間、大多喜町はともかくお願いして、4年間延ばしてもらったんだというご説明だったと思います。

では、これを、まだ直近で、すぐあしたとか来年とか壊すという予定はないんじゃないかと思っていますけれども、もう何年かでも延ばしていただいて、せつかくある施設だから、壊すときはいつでも壊せるような状況だと思います。そういったことで、もう少し延ばしてもらおうようなことはできないのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 移動するにしましても、先ほど申しましたように3年をかけて準備をしているわけですね。ですから、1年延ばしていきなりぽんというわけではありませんので、もう既に3年をかけて準備をしてきて、来年4月1日からそこに移動できるようにもう準備をしてきましたので、やはり計画に沿って進めてまいりたいと思っています。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） では、社会福祉協議会があそこの指定管理を更新しないということになると、広域とすると、新たに指定管理者を募集するのか。もし募集して、誰も応募がいないと、やってくれるところがなくなった場合にはあそこは閉鎖されると、閉鎖された後、取り壊されるということでもいいですか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほどもご説明したように、夷隅郡市広域市町村圏の施設でございます。ですから、皆さんがお金を出し合って造ったものでございますけれども、既に広域の正副管理者会議の中で使命は終わったということでございますから、ですから、私どものほうの準備が整い次第、それは広域の中でまた議会に諮りますけれども、解体するという事になるかと思っております。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません、再三同じような質問であれはすけれども、本当にあれがなくなっちゃったときに、今後の高齢者福祉政策はどうかかなど。社会福祉協議会の使命も今後ますます増えてくると思っております。社会福祉協議会が今の場所から中央公民館に行って、役割が充実できるのだろうか、役割の後退につながるのではなかろうかということ非常に危惧しているところでございます。

続きまして、老人福祉センターと社会福祉協議会は密接な関係にあると思っております。やはり社会福祉協議会のあるところが高齢者福祉の中心になると思っておりますけれども、それでいいですか。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 老人福祉センターは、社会福祉法に位置づけられた施設であり、無料または低額な料金で老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とするとあります。

それに対して社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定され、社会福祉の推進を図ることを目的とし、具体的には社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加の援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成を実施することでございます。

それぞれ本来の目的は違うものの、社会福祉協議会の各種事業を行っていく上で、老人福祉センターの施設は、使い勝手のよい建物と思われませんが、老人福祉センター内に社会福祉協議会が入っているところは、県内54市町村中、大多喜町を含め12の市町となっていることから、それほど密接な関係にあるとまでは言えないと考えます。

社会福祉協議会が中央公民館に移転した場合、施設の利用には現在と比べてある程度制約があるものの、社会福祉協議会の事業は実施可能と考えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 老人福祉センターの施設は必要だけでも、社協と一緒にいる必要はないんだと、要は一緒にいることのほうが私はベターだと思っている、ベターというか、老人の福祉の関係からいえばベターだと思っていますけれども、今の答弁では別にそれはそうじゃないんだと、老人がいろいろ各種やる事業のところと社会福祉協議会は別々でもいいんだという回答であったかと思います。

続きまして、現在福祉センターで行われている各種事業、先ほど言いましたように、老人福祉センターでは様々な、15から20ぐらい、老人が健康で長生きするためのいろいろな行事、研修会、老人クラブとか身体障害者の方の会合とか、ボランティア団体、様々な活動をして、本当に近寄りやすいあれになっています。福祉センターで行われている各種事業が今後どのように実施していくのか、また、ゲートボール場もあります。これは今後どのようにしてしまうのか。その辺を教えてください。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまの質問につきましては、先ほども申し上げたとおり、中央公民館に移転した場合、施設の利用にある程度制約があるものの、社会福祉協議会の事業は今までどおり実施可能と考えています。

現在のゲートボール場につきましては、土地が大多喜町の所有となることから、別の利用計画等がすぐになければ、当面は使用することも可能と考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今回の答弁の中で、社会福祉協議会の事業はそのまま行われると。じゃ、老人福祉センターで行われた各種事業、それもそのままは行われると考えていいですか。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 全てということではないかと思いますが、こちらにつきましては、現在行われている事業はほとんど実施可能とのこととあります。こちらのほうは社協のほうとも確認しております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） その件は後でまたまとめて質問します。

次に、老人福祉センターは、指定緊急避難場所に指定されていると思います。せんだって配られたハザードマップの中にも、老人福祉センターは避難場所だよというふうなことがはっきり明示されています。

最近、コロナ感染症に伴って避難場所の在り方も非常に大切になってきます。公益社団法人日本医師会で発表されている新型コロナウイルス感染症時代の避難所マニュアル、この中にも明確に書かれています。可能な限り多くの避難所や避難場所を開設することが大事だよ、人数制限や分散避難が大事だよ、それとやっぱり3密、密にならないような状況が大切だよ、あと避難者の方々、特に高齢者の方々が安心して避難できる施設が大切だよということが書かれています。

老人福祉センターがなくなった場合、今避難所としては使えなくなるわけです。取り壊された場合等も含めてですね。今、分散避難というか、そういったことが提言されていて、避難所を増やす政策は至る市町村で行われています。ただ、避難所を閉鎖するという事は、私が調べた限りは、コロナ対策以降あまり聞いたことがありません。特に、老人福祉センターは畳の部屋が非常に広くて、90畳もありますし、ほかの施設も充実しています。特に年寄りの方々は畳の部屋で避難することが非常に喜ばれることだと思います。

あそこも何年か前の台風の時、避難所で開設されたこともあります。やはり来た方に聞くと、畳の部屋が広いんで安心して避難できると。あそこだと、この間ちょっとありましたけれども、夷隅川の氾濫の危険性も非常に大きいところがあります。そうすると、あの辺の方々は歩いて避難できるわけですね。今一番水害のおそれがあるところは夷隅川の久保地先とかだと思います。

そういった観点から、あそこを閉鎖して、取り壊されて、避難場所として開設できないということは、コロナの今の影響下でどうなんでしょうか。その辺の見解を教えてください。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、ただいまのご質問につきまして総務課のほうからお答えさせていただきます。

まず、老人福祉センターにつきましては、指定緊急避難場所に指定されているということになっておりますが、それがなされないとするかというところからお話しさせていただきます。

本町の地域防災計画におきまして、老人福祉センターにつきましては、指定緊急避難場所として位置づけられておるところでございます。おっしゃるとおりでございます。指定緊急

避難場所につきましては、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所、緊急時の一時的な安全を確保する場所とされているところがございます。

現計画において、老人福祉センターにつきましては指定緊急避難場所として位置づけられておるところでございますが、福祉センターが使用できない場合は、直近の有事の際も利用し、避難スペースも大きな役場中庁舎の保健センターを避難場所として指定する予定でございます。

2番目、順番が合っているかちょっと定かではございませんが、老人福祉センターが使えなくなる、当然その避難場所の面積、避難する場所が少なくなるというのは防災上、確かに憂慮するところであると思われま。

ただし、大多喜地区におかれましては避難場所が大多喜小学校、大多喜中学校、みつば保育園、中央公民館、海洋センター、大多喜高校がございます。指定避難所の収容人員の基準、1人当たり2平米で考慮した場合、この6施設で3,000人の避難者に対応できることとなります。仮に、老人福祉センターが使用できないことを想定しても、保健センターも含めこの6施設で補完できると思われま。

なお、ご心配していただいたとおり、コロナの場合はこの収容人数が半分という形になりますので、6施設では1,500人程度ということになると思われまが、地区的には非常に補完する施設が多いところが現状でございます。

3番目といたしまして、やはり老人福祉センターの近くの住民の方は、あれだけ広い施設がすぐそばにある、何かあったらその場所に行くという安心感、当然そのように思うところではございます。畳の施設もあつて確かにあの施設は非常にお年寄りが利用するにはいいところだと思われまが、保健センターにつきましても、畳の部屋はございませんが、クッションマットが敷かれておるところでございます。

感染予防の際も、クッションマットということで、消毒の行いやすい利点もございます。また、障害者用のトイレ、バリアフリー化が施してありまして、提供できる避難所としては非常に優れているものと思われま。

このようなことから、先ほど申しましたが、近くの方には、保健センターまで来るのが遠いという形で、非常にご迷惑かけるところがあるかもしれませんが、このような施設が近くにあることということでご理解をいただければなということ考えております。

また、どうしても畳の部屋が使用したいということであれば、中央公民館、また海洋セン

ターの武道場のほうのご案内をさせていただければなという考えでもおります。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 詳しい答弁ありがとうございました。

今日の千葉日報にも載っていました。県民世論調査、県政への要望、一番は災害対策なんです。災害から守る、これが千葉県で1位です。各地域ともこれが1位です。その中に避難所の確保、避難所での支援とか、それがイの一番に上がっているんです。

こういった県政の要望書に対して、大多喜町は避難所を閉鎖しよう、なくそうとしている。住民の生命と安心を守るということはイの一番にやらなくちゃいけないことだと思っています。老人福祉センター、避難所で開設されたときもこちらがいっぱいだから、向こうも開設して使っているという状況だったと思います。なぜ、減らすんでしょうか。いつ災害が起きるか分からないときに、避難所を減らすという政策をなぜ取るのか。その辺がよく分かりません。町長、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） 避難所の関係ということで、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

確かに、避難所の増ということをいろいろな自治体でもやっているところがございます。町としましても、公の施設以外に例えば民間のしっかりした施設とか、そういったものも活用する必要があると思っています。ですから、大きな工場とか、例えばそういうところで安全性が確保できるんだったらそういう場所でもいいんじゃないかと、そういうものがなければ身内の、例えば自分の本家とか、緊急的には隣の家でもいいだろうと、そういう形で避難所施設というのは増やしていくべきだと思うし、その実情に合わせて変えていくべきではないかなと思います。

ですから、その辺が、老人福祉センターに固執することなく、いろいろな場所を模索しながら考えていくというのも、やはり1つ必要なものだというふうに認識しております。

これについては前からいろんな地域で、その施設を造っていきましょうというふうにお話をしているところですので、ただ、それはあくまでも一時的に行く場所ですので、自分のうちが被災されたりした場合については、町の指定した避難所に避難していただいて、そこで過ごしていただくというのを考えておりますけれども、そういう形でご理解いただければと思います。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

ちょっと時間がなくなってしまったんで、私の考え方を最後にまとめさせていただきます。

要は、私が懸念しているのは、老人福祉センターがなくなった場合に、高齢者福祉が後退するのではなかろうか。普通、どこかに移転する場合は、あその場所では社会福祉協議会の機能が果たせない、高齢者福祉があその施設では十分果たせないんで、新しいところに行って、高齢者福祉を充実させる、社会福祉協議会の業務を充実させる、そういうところに移転するというなら分かるんですけども、中央公民館に行くことによって果たしてそういった機能が充実するのでしょうか。80パーセント、90パーセントは確保されるかも分からないけれども、やっぱり多少不便さはあるんじゃないかならうかと思っています。

それで、社会福祉協議会を老人福祉センター内にそのまま残して、これは無理だということであれば、できるだけ1年でも2年でも指定管理者として継続して、どうしてもあそこを老朽化して壊さなくちゃいけないとかなった場合には仕方ないでしょうけれども、それまでの場合には、あそこを利用して避難所としても使う、高齢者福祉の対策にも使う、社会福祉協議会の充実のためにもあそこは私は最適だと思っていますよ。周りに川もあるし、散歩することも可能ですし、新しくどこかに造れというわけじゃないんですよ。既存の施設を何とか使ってくださいと。

今、何回も私議会の中で言いましたけれども、少子化、人口減少によってなくなっていくものがどんどん増えてくる、そうすることによって地域の活性化は薄れてくる、地域の集落の活性化のためには地域にあるものを何とか生かして充実させていくことが非常に大事であるというふうに考えております。

多くの高齢者の意向を踏まえて、私も少ないですけども、30人、40人の方には聞きました。ぜひあそこでやりたいという声が大多数です。多くの高齢者の意向を踏まえて考え直すことはできませんか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほどから私もお答えしているとおりでございまして、福祉センターから公民館に移って決して見劣りするものではないんですよ。公民館にも畳の部屋もありますし、エレベーターの設置もし、駐車場もやはり障害者のためにも十分な駐車場を造りますし、トイレも十分改修して、今の福祉センターよりもはるかにいい施設にしていきます。

ですから、ある意味、公民館に多額な予算を投じて設置してきたことは、福祉センターよ

りもさらに内容を充実した形での移転ということになりまして、むしろ内容をよくした形での移転でございます。そして今言われたように、1年、2年延長してその先がどうなるかという話ではないんです。ですから、もっと将来を見据えた中でやっぱりやるべきだと思いますんで、そういう考え方をしている、1年、2年延ばすという考え方はございません。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 高齢者福祉はこれから大事だと思いますけれども、その辺の統一した考え方を最後に述べてください。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 先ほどもお答えさせていただいたとおり、社会福祉協議会が中央公民館に移っても、内容についてはほとんど継続していけるということでございますので、可能な限り充実に努めていくものと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。ぜひとも高齢者福祉の後退につながらないようにやっていただければなと思う次第です。以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 以上で根本年生君の質問を終了します。

これをもちまして一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

14時10分から会議を再開します。

（午後 1時57分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第8、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） それでは、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意

見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります秋田秀博氏から提出されたものでありますが、その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります橋本氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものである。将来を担う子供たちが、全国どこでも同じ条件の下で教育が受けられることは国の責務であり、そのために設けられたのは義務教育費国庫負担制度であります。

この制度が廃止されたり国の負担割合がさらに下げられたりした場合には、自治体によっては義務教育の水準に格差が生じることは必至であります。このようなことから、義務教育費の国庫負担制度の堅持を強く要望したいとする請願の趣旨であります。

なお、この件につきましては平成24年度から請願書として提出されておりますが、本議会としてはその都度採択し、意見書を政府関係機関に提出いたしております。

どうかよろしくご審議をいただきまして、採択いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第9、請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

3番野村賢一君。

○3番(野村賢一君) それでは、請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明を申し上げます。

本請願につきましては、令和2年度予算編成に当たりまして、憲法や子どもの権利条約の精神を生かし、子供たちによりよい教育を保障するため、令和4年度の教育予算拡充に努めていただきたいとする内容の請願であります。

本件につきましても、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります秋田秀博氏から提出されたものであります。その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります橋本氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てることは教育の使命でもあり、教育環境の整備を一層進める必要があることは申し上げるまでもありません。

本請願につきましてもよろしくご審議をいただきまして、採択いただけますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(麻生 勇君) お諮りします。

本請願については会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長(麻生 勇君) お諮りします。

ただいま野村賢一君外5名から、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について外1件の発議案が提出されました。

この発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(麻生 勇君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。

追加日程第1、発議第2号及び追加日程第2、発議第3号を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

◎発議第2号及び発議第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 追加日程第1、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について及び追加日程第2、発議第3号 国における令和4年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長(宮原幸男君) それでは、発議案を朗読いたします。

発議第2号。

令和3年6月6日。

大多喜町議会議長、麻生勇様。

提出者、大多喜町議会議員、野村賢一。賛成者、同、山田久子、賛成者、同、末吉昭男、賛成者、同、渡辺八寿雄、賛成者、同、森久、賛成者、同、吉野一男。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんに関わらず無償で義務教

育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

続きまして、発議第3号を朗読いたします。

発議第3号。

令和3年6月6日。

大多喜町議会議長、麻生勇様。

提出者、大多喜町議会議員、野村賢一。賛成者、同、山田久子、賛成者、同、末吉昭男、賛成者、同、渡辺八寿雄、賛成者、同、森久、賛成者、同、吉野一男。

国における令和4年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

国における令和4年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、各地での地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した大規模災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。さらには、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、子どもたちは健康面、学習面で様々な不安を抱えている。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸問題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、令和4年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1 災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること
- 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- 3 保護者の教育負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算を更に拡充すること
- 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- 6 既存校舎の改築や更衣室、洋式トイレの設置等の公立学校施設整備費の充実やG I G Aスクール構想に係るネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理、学習支援ソフト、セキュリティ対策に係る費用等についても、I C T活用を実施していくうえで必要不可欠であることから、財政措置を講じること
- 7 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること
- 8 感染症に伴う臨時休校等により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることはないよう財政措置を講じること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 発議第 2 号及び発議第 3 号の提案理由の説明を行いたいと思います。

発議第 2 号及び発議第 3 号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど請願審査でご審議をいただきました請願第 1 号及び請願第 2 号の採択を受けまして、我々大多喜町議会といたしまして、内閣総理大臣をはじめとする関係各大臣に意見書を提出いたしたく、山田久子議員、末吉昭男議員、渡辺八寿雄議員、森久議員、吉野一男議員の賛同をいただき、文書をもって発議案を提出させていただいたものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局長から朗読のありましたとおりでございます。

よろしくご審議をいただきまして、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

まず、発議第 2 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第 3 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

8日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

(午後 2時35分)

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

(第 2 号)

令和3年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

令和3年6月8日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第2号）

- 日程第 1 報告第 7号 専決処分の報告について
- 日程第 2 報告第 8号 専決処分の報告について
- 日程第 3 報告第 9号 債権放棄の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第34号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第35号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第36号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第37号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第38号 令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第39号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程第 1 議案第40号 財産の取得について

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） 改めておはようございます。

議員各位をはじめ執行部職員の皆様には、6日の本会議に続きましてご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（麻生 勇君） 本日の議事につきまして、既に配付の議事日程（第2号）により、進めてまいりますのでご承知願います。

◎行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

令和3年第1回議会定例会6月会議の2日目に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は議長はじめ議員の皆様方には、6日の日曜議会に引き続きまして、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承をいただきたいと思います。

本日は、報告案件が3件、そして一般質問の後、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問案件が1件、条例の一部改正が4件、一般会計、介護保険特別会計の補正予算を提出させていただいております。

各議案とも十分ご審議をいただき、可決くださいますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） 次に、諸般の報告であります。本定例会 6 月会議後の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思いますが、昨日、令和 3 年第 1 回夷隅環境衛生組合議会臨時会が開催されました。

この件につきまして、6 番吉野僖一君から報告をお願いします。

6 番吉野僖一君。

○6 番（吉野僖一君） 議長さんのご指名であります。

昨日、夷隅環境衛生組合の管轄であります財産の処分ということで、お配りした資料のとおりでございまして、これは鳥インフルエンザ、いすみポートリーの、いすみ市長の太田さんが会長なんです。委員会では 220 万羽ということなんです。その後調べましたら合計 371 万羽という、殺処分とか埋設とかそういうような資料が出てきましたので、それをたまたま不幸中の幸いといいますか、それを埋めるのにそのポートリーのところに、財産処分です。そこにお配りしたとおりの土地がありまして、そこに埋設したということで報告がありまして、皆さんそれに関しては異議なしということで、賛成ということになりました。

なかなかこれは不幸中の幸いといいますか、たまたますぐ近くにそういう県からの企業庁からの譲渡を受けた土地がありまして、そこに埋設したということで報告がありました。

以上で、報告を終わります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第 7 号及び報告第 8 号の一括上程、説明

○議長（麻生 勇君） これより日程に入ります。

日程第 1、報告第 7 号 専決処分の報告について及び日程第 2、報告第 8 号 専決処分の報告についての 2 件の報告は関連する案件ですので、一括議題とします。

本件について報告願います。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、議案つづりの 21 ページをお開きください。

報告第 7 号及び報告第 8 号 専決処分の報告についてをご説明させていただきます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

報告第7号同じく第8号はいずれも令和3年1月7日に、大多喜小学校体育館の幕板が剥がれ落ちたことによって、旧大多喜保育園跡地駐車場において発生しました車両事故の損害賠償の額を定める専決処分となります。

次のページをお開きください。

この損害賠償の額を定めることにつきましては、令和3年1月7日、この日は暴風等の警報は発令されておりませんでした。朝から強風が吹き、勝浦では正午に最大瞬間風速20.2メートルが観測されるほどの強風でした。

午後零時35分、町職員から大多喜小学校体育館の幕板が外れて、旧大多喜保育園跡地駐車場に駐車してある自家用車に接触をしているとの連絡を受け、現地にて確認したところ、幕板1枚、材質はこれは石膏ボードとなります、が剥がれ落ち、職員自家用車2台の屋根、ドア、バンパーなどに接触して損害を与えたものです。

この事故によるけが人はありませんでした。本件車両事故に伴う損害賠償につきましては、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険にて、車両の修繕に要する費用30万6,520円の損害賠償額が既に示談成立しておりますので、その専決処分の内容を報告するものです。

なお、幕板が剥がれ落ちた箇所及びそれ以外の部分も劣化がひどかったために、令和3年第1回大多喜町定例会2月会議で予算を計上しまして、3月15日に修繕は完了しております。

それでは、専決処分の本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方、千葉県夷隅郡大多喜町押沼112番地、長野国裕。

2、事故の概要及び3の損害賠償額につきましては、先ほどご説明した内容と同様となりますので、朗読を割愛させていただきます。

続きまして、議案つづりの24ページをお開きください。

報告第8号 専決処分の報告についてをご説明させていただきます。

事故の概要については、報告第7号にて報告した内容と同様のため、割愛させていただきます。

本件車両事故に伴う損害賠償につきましては、車両の修繕に要する費用40万5,756円の損害賠償額が既に示談成立しており、その専決処分の内容を報告するものです。

それでは、専決処分の本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方、千葉県いすみ市大原1198番地1レジデンス1、鈴木健司。

2、事故の概要及び3の損害賠償額につきましては、先ほどご説明した内容と同様となりますので、朗読を割愛させていただきます。

今後、このような事故が起こらないよう、施設の保守点検、安全対策の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上で、損害賠償額を定めることについての専決処分のご報告を終わらせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで、報告第7号及び第8号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第9号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第3、報告第9号 債権放棄の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、議案つづり25ページをお開きください。

報告第9号 債権放棄の報告について。

本文に入ります前に、概要につきましてご説明させていただきます。

今回放棄します債権は水道料金で、大多喜町債権管理条例の規定により、令和3年3月31日に債権者29名、件数93件、金額66万8,002円を放棄したものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

報告第9号 債権放棄の報告について。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

- 1、放棄した債権の名称、水道料金。
- 2、放棄した債権の件数、93件。
- 3、放棄した債権の金額、66万8,002円。
- 4、放棄した時期、令和3年3月31日。

5、放棄した債務者ごとの金額、調定年度及び件数、放棄した事由につきましては、以下の表のとおりでございます。

表の一番右の列、放棄事由につきましては、大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定により、町の債権の放棄できる事項を第1号から第7号まで定めており、今回の債権放棄につきましては、第2号及び第4号に該当するものです。第2号に規定する事由は、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であるため、また、第4号に規定する事由は、債務者の死亡、失踪、行方不明等で徴収の見込みがないという理由によるものです。第2号事由による者8名、38件、22万8,451円、第4号事由による者21名、55件、43万9,551円となっております。

なお、調定年度につきましては、全て平成26年度分となっております。29名、93件、66万8,002円を放棄したものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（麻生 勇君） これで報告第9号 債権放棄の報告についてを終わります。

◎一般質問

○議長（麻生 勇君） 日程第4、一般質問を行います。

なお、本日の一般質問は通告順により行いますが、質問時間については答弁を含めて30分となります。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可しましたので、ご承知願います。

通告順に発言を許します。

◇ 山 田 久 子 君

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 7番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、日曜議会に引き続きまして、一般質問をさせていただきます。

本日は、町内総合交通関係の整備について質問をさせていただきます。

なお、本日は町の考え方としてお伺いをさせていただきますので、担当課長はじめ町長のご答弁をいただくことができればと思いますので、何とぞよろしくお願いたします。

本町には、各種公共交通機関が運行されておりますが、利便性に対する町民の満足度は低

く、向上への施策が求められているところでございます。

現在、老川、西畑、総元地域で運行していただいているデマンド型乗り合い交通の試験運行の期間も間もなく終了することから、その後、町全体の総合交通についてどのように考え進めておられるのかお伺いをいたします。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 総合交通というご質問でございますので、企画課のほうからお答えさせていただきます。

初めに、本町の交通体系についてお話しさせていただきます。

都市間連絡の骨格となる広域公共交通として、鉄道はいすみ鉄道が上総中野から大原間、小湊鉄道が上総中野から五井間、高速バスは小湊鉄道、京成バス、鴨川日東バスの共同運行により、東京駅行きが運行しております。

また、周辺都市への連絡及び町内の骨格路線として、小湊鉄道で茂原、市原、勝浦、一宮方面及び町内で路線バスを運行しているところでございます。

路線バスは、いずれも1日の運行本数が少なく、土日祝日は運行されない路線もあるなど、利便性は高いとは言えない状況でございます。

それに対しまして、本町の交通施策としては、公共交通機関の維持を目的とする鉄道及び路線バスへの運行支援のほか、在宅の高齢者等に対して外出支援サービス事業など各種タクシー利用の支援、さらに平成30年10月1日からはデマンド型乗り合い交通の実証運行を行っているところでございます。

デマンド型乗り合い交通は、山田議員のご指摘のとおり、9月末をもって3年間の実証運行期間が終了となります。デマンド型乗り合い交通は、運行開始時から小中学生の通学送迎用車両と併用していることから、運行時間体が制限され、また運行対象地域も限定していることから、町民の皆様にとって満足する運行形態となっていない部分が多いと認識はしております。

昨年度、実施しました運行対象地域の方へのアンケートでございますけれども、利用しない理由といたしまして、自分はまだ現在自動車が運転できる、また家族が運転できるなど、自家用車で移動しているという回答が多く、それ以外では利用方法がよく分からない、利用時間が合わないなどの意見も伺っているところでございます。

また、制度自体を知らない方も多いことから、周知が足りていないという点は反省し、改善していかなければいけないと考えております。

しかし、移動について将来、10年後ですが、不安があるという回答をされる方も多く、利用意向のことに對しましては、機会があれば、便数が増えればなどの回答も多く、また徐々にではありますけれども利用状況が増加傾向にあることから、デマンド型乗り合い交通は既存の公共交通機関を補完するものとして、継続することが必要であると考えております。

運行の継続に当たっては、移動手段として利用者が使いやすい効果的な交通システムとするために、地域の皆様のご意見を伺い、少しずつでも利便性の向上を図り、多くの皆様が利用する交通施策となれるよう調整してまいります。

10月以降のデマンド型乗り合い交通の運行につきましては、地域公共交通活性化協議会での協議、承認を経て、運行経費等の予算措置に関しましては、9月会議に要求させていただき、進めていきたいというふうに考えております。

また、既存の公共交通につきましても、自動車を運転できない学生などのほか、公共交通機関を利用できる方の通学、買物、通院など、様々な日常生活での交通手段として、また観光旅客等の来訪者の移動の利便性や回遊性の向上による人の交流を活性させる資源として、維持していくことが重要であると考えますので、支援を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） はい、分かりました。ありがとうございます。

今もご答弁いただいたところでございますけれども、おたっくルの試験運行の検証評価というところで、ご説明をいただいたところであるかと思っております。どんな継続を考えていただけているという方向性にあるということも、お伺いをいたしました。

その中で、今後ということでお伺いしたいんですけれども、現在運行している区域というのは、便数を増やすとか、そういったことも考えていただいているのかどうか、その辺はどのようにお考えなっているのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） やはり利便性の向上というものを目的とするのであれば、運行便数の増便というのも考える部分はあるかと思えます。

ただし、運行便数、現在1日4便でございますけれども、行きの便が2便、帰りが2便という形ですが、それを増便ということになりますと、やはり運行経費のほうもかかってまいります。

その部分につきましては、これから運行事業者等も経費について協議させていただきまして、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。いろいろと細かく伺ってきたいところもあるんですけども、本日はちょっとお時間の関係もありますので、ちょっと流させていただきながら、多方面で伺うことができればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それで、現在、おたっくが運行していたといいます老川、西畑、総元区域というのがあるとは思いますが、その運行がされていない地域の中の区域というのがあると思います。その辺はどのように考えていただいているのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問は、主に西畑地域で今現在、いすみ鉄道の沿線駅から1キロ以内の部分に関しては、デマンドの対象地域としていないことに対してのご質問かと思っておりますので、その部分に関しましても今後、地域の皆様が利用したいと、そういった要望もあれば、その内容も含めて協議はしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、いすみ鉄道も運行している状況がございますので、地域公共交通活性化協議会の中でも、その内容については協議させていただくような内容になると考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。ちょっと質問の仕方が悪くて申し訳ありません。まさしくそういったお声をいただいているところもでございます。やはり駅まではちょっと歩いていくことができないという状況もあるようでございますので、ご検討していただければと思います。

次に、めぐりバスについてお伺いしたいと思うんですけども、以前めぐりバスは民間の方の運行で動いていたものであったと思います。このバスの運行の評価というのは、町はどのように捉えているのか、お伺いできればと思います。

町なかずっと走ってくれたやつですね。一部、実証実験的な捉え方もしながら見ていきたいというようなお声も伺っていたものですから、どのように考えておられるのかお伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今のご質問ですが、みどころめぐりバスだと思いますけれども、そちらにつきましては平成30年の8月から金土日祝日に1日7便ということで、運行していたものであると理解しております。

町内の9か所を巡る運行ということで、こちらは大多喜町観光協会のほうで運行させていただいていたものと考えております。乗車人員等人数に関しては、私のほうでは把握はしていないんですが、昨年から新型コロナウイルスの影響もございまして、運行自体は現在していないところでございますが、今年度につきましては当初予算のほうに、町のほうからも補助金を交付しながら、運行について協議いただくようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 今の課長からもお話ございましたように、今年度は町ではこの運行補助金として150万円ほどでしたでしょうか、予算化をされたと思っております。

観光ベースということもあるかと思うんですけれども、以前にこのみどころめぐりバスが走っておられましたときに、病院の前とか止まるっていただいたり、また商店をつないでいただいたり、小土呂のほうですとハーブガーデンさんに止まっていたというところで、あちらの方たちも、町民の方がバスの足として使われていたというようなところもあるようでございます。

そういった部分では、町の町民の皆さんの足としても役に立っていただいていたのではないかと、このように私は理解させていただいているところもあるんですけれども、町として、これからも観光協会さん等においてこのみどころめぐりバス、また運行計画等を立てていただくのではないかとと思うんですが、町としても、町民の足としてのそういった部分での活用という部分も盛り込んでいただけるような、そういった方向性を働きかけていただくことができるのかどうか、その辺をお伺いできればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 町の地域の公共交通につきましては、私は非常に重要なものであると思っております。特にやはり高齢化社会の中で、やはり免許の自主返納も含めて、なかなか移動が難しいということで、やはり一つは、若い方が住みづらいというのは、こういう、何ですかね、不便性というのも一つはあるんだと思います。

免許のある方は車で移動しますけれども、全体的にはやはり充実した公共交通というのは、やはり地域に住みやすい町なんだと思います。

それで、今のめぐりバスでございますけれども、これも実証実験という形の中で、観光協会、そして道の駅たけゆらの里の共同の事業の中で進めてきました。これは企業さんから、いわゆる寄附を募っていただきまして、それで運行してきたところでございます。

今年度も実は当然赤字の部分がありましたんで、150万円ほど町の予算をいただくような形の中で何とか、とんとんでいけるかどうかということで進めていく予定でありましたけれども、まだ感染症の関係もありまして、ちょっと今まだ運行には至らないところでございます。

ただ、実証実験の中で、非常にやはり効果があるなと思ったのは、1日大体40人前後のやっぱり乗降があるんですね。やはり町内の皆さん、または観光客の皆さんで。実は、この地域だけのある程度限定した中でやっております。

その実証実験の中で、非常に、何ですかね、無料で走るということに対しては、皆さんが非常に好評の中でありましたんで、これは一つの実験の成果としては、やはり非常に皆さんがそういう中では利用しやすいんだなということは、実験の結果としては分かってまいりました。

これは最終的にはやはりこの地域だけではなくて、全町的な考え方、いわゆる西老地区も含めて、どういう形にするかというのを全体の中で考えていかなければなりませんけれども、そういったことを実証実験の中で得てきましたもんですから、これからそれも町としてやっぱりある程度、やはり財源を投じてでもやる必要があるのではないかなと私も考えているところでございます。これからもう少しデータを集めながらまたやってまいりたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。今町長のほうからすごく希望が持てるようなご答弁も含めるような回答をいただいて、そうなるとう本当がいいなと思っているところでございます。

その中で、今のご答弁とちょっと重複してしまうようなところもあるかと思うんですけれども、次にお伺いしてみたいのは、今現在、町としての公共交通施策が取られていない地域があるかと思っております。

例えば、上瀑地区ですとか大多喜地区さんなんかはそういったものを、今のめぐりがもしかしたら、大多喜地区さんなんか入ってくるのか分からないんですけれども、そういった中

で、それぞれの地区、まず上瀑地区さんの交通施策については、町は何か考えているところがあるのかどうか、この辺をお伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 上瀑地区のほうはどうかと、今ご質問でございますけれども、これ先ほども実は答弁しましたけれども、大多喜町全体の中で、やはりいわゆる総元地域というんですか、総元地域から大多喜、上瀑と、それから西老という、2つの恐らくエリアで分けた考え方のほうが、実際にめぐりバスを走らしてみても、効率がいいかなというふうに思っています。

どうしてもやはり大多喜の中心というのは、やはり大多喜のこの地域に集まっています。いわゆるお店屋さんとかいろんなものがここに集まっておりますので、基本的にはいわゆる総元の一部地域と、それから大多喜、上瀑につきましては、その循環の中である程度解決がしてくるのかなというような実証の中ではありまして、もう一つは、西老についてはむしろそれから、この大多喜の地区にどうやってその利便性を持ってくるかという、こういう2つのやはり側面を持っているんだと思います。

そういう中で、どうやってこれから組み立てていくかというのは、これから考えていくところでございますが、いずれにしてもやはり、そこには相当財源を投じてでもその利便性というものを求めていかなければ、やはりこの地域の人口減少というのも止めていけないのかなというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。私、今、町長の話をお伺いして思いましたのは、やはり西老地区と言われるところからこちらに来たときに、やはり町の中の今度移動を考えましたときに、町の中の二次交通というものもやはり必要になってくる場合があるなというふうに自分でも感じる場所があります。

その中で、町長のご答弁にありました両方が動いていただくということで、つながりというものが本当に考えられてくるのかなというふうに思いましたので、そんなふうな形を本当にできるとありがたいなと思いながら感じたところでございます。

先ほど課長のほうから、9月予算で予算をちょっと計上させていただきますというお話でございましたけれども、ちょっとそこにはこの今の話というのは入ってきていない形なんだろうかと、別の予算案の中での予算が出てくるのか、その辺は現在どのように考えての予算が出てくる予定になっているのか、差し支えがなければ、お伺いできればと

思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 先ほどお答えしました9月補正に要求したいという内容でございますけれども、こちらは10月以降のデマンド型乗り合い交通に関するものでございまして、委託料というものをメインに計上する予定で考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。そうしますと、10月からはそのデマンドの委託料ということで、また継続をしていただける、もしくは新しいものが追加されてくるところも期待したいと思うんですけれども、その中で今、町長のお話をしてくださったような交通体系というのは、私どもとしてはいつ頃が期待できるんだろうとちょっと思ってしまったところがあるんですけれども、この辺というのは見通しというのはどのような形になるんでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 取りあえず、めぐりバス、これはさっき言いました総元、上瀑、大多喜の地域のこれは今までやっておりましたんで、それで、実証実験としては非常に成功している部類だなと思いますんで、これは予算もいただいておりますんで、ただコロナの感染症の終息というのの見通しの中で、これはやりたいと思っています。

ただ、西老地区につきましては、またもうちょっと時間がかかろうかと思いますが、もう少しその辺をどういうふうに進めたらいいのか。やはりこれは大多喜町全体の交通でございます。また、地域公共交通活性化協議会の中でも、またいろいろ協議していきたいと思っています。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。本当にずっと長い、町民の皆様からは足の問題は言われてきた中で、今回のデマンド交通の実証実験という形の一つの実証を配置していただきました。

また、めぐりなんかは民間でございましたけれども、やっていただいた中で、町民の皆さんの全く何も見えなかったところから、本当に町でも少し交通施策を動かしてくれているという、そういった期待感もまた出てきているところであると思います。

それと同時に高齢化も進んでおりますので、やはり本当にスピード感のある交通施策も求められてきているところかなという思いもございますので、またご検討のほうをよろしくお

願いできればと思っております。

それと先ほどの話とまた重複してしまうかもしれないんですけども、大多喜地区の町なかの交通施策というのは、基本的にはめぐりバスで対応するという考え方でいるのか、ほかの政策とかも考えているところであるのか、その辺はどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） その辺につきましては、まだまだ実証の段階でのそういう成果を上げておりますんで、全体の計画はまだ活性化協議会の中でも、また諮るわけでございますけれども、ただやはりさっきのご質問のように、スピード感を持って進められればと思いますが、いずれにいたしましても財源が伴いますので、またもう一つは、いすみ鉄道との関連もございますので、そういったことも含めていろいろ検討しなければならないと思いますが、いずれにしてもなるべく早めの結論を出していきたいと思っております。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） よろしく願いいたします。

それとちょっと伺ったところ、大多喜地区の皆様は比較的外出支援タクシーをご利用されているというケースもあるというふうに伺っております。大多喜地区の皆さんに限らず、町内の皆様、この外出支援タクシー、本当にありがたく利用させていただいているところでございますけれども、実はその上限の問題、使用回数の問題で、以前にも私ちょっと質問させていただいたことがあるんですが、今、月の上限が8回、それから年間が96回という条件があると思っております。

その中で、今回ご検討いただくことができればと思いますのは、年間の96回の上限は、私そのまま現行においては、そのままで結構かと思うんですけども、月8回という上限を、それを撤廃してもらえないかなというふうに思っております。

なぜ、このように申し上げるのかといいますと、通常ですと例えば、2週間に一遍病院に行って、お買物がもし例えば2週間に一遍とか1週間に一遍とかで、月で足りるんですけども、やはり体調崩したりしますと集中的に毎週のように病院に行かなければいけない、あるいはご家族等の中でいろんな何かの出来事が起こったときには、本当に集中的にお店に通ったり、銀行に通ったり、役場に通ったりということが起こります。

そういったものが安定しますと、そのときにはちょっと回数が足りないだけけれども、年間としていけば96回で十分収まるよねというケースなんかもありますので、その辺の月の上

限の撤廃というところで、ご検討いただくことができないかなと思っておるんですけども、いかがなのか、町の見解をお伺いできればと思いますが、即答ができなければ検討するとか、そういったことで結構なんですけれども、ちょっと前向きな回答いただければと思います。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） そうですね、以前の答弁では、確かに年間の回数についてはそれほど皆さん不満というか、十分足りているというようなことを申し上げさせていただいたと思うんですけども、今議員さんのおっしゃられているように、どうしても特別な事情がある場合もあると思いますので、その辺については利用者さんからの意見等も伺いながら、考えていく必要もあるのかなと考えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ぜひよろしく願いいたします。

それと実は今の社会福祉協議会さんが中央公民館さんのほうへ移動するというところで、様々な手配をしていただいております。その中に一つ上がってまいりましたのが、やはり足の問題があるんだということで、お声をいただいております。

例えば、この近隣の方ですと、今までですと、歩いて老人福祉センターさん使っていたところが、なかなか今度は歩いて行けなくなりますというお話などもあります。近隣の方はもともと車で来ているので、そんなにお声がないんですけども、この地域の中からの方のお声としてはそういった問題があるところがございます。

車が、やはりご高齢者ですので自分で運転することがまた難しい、また乗り合いをしていくということもご時世柄控えているところがあるというふうに伺っております。

町として、この辺の対応というのを検討することができるのかどうか、その辺は町長、どのようなお考えがあるかお伺いできればと思うんですけども。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 確かに公民館のほうは若干遠くなるということになりますが、逆に遠くから来られる人は今までどおりということで、本当に今まで近くて恩恵を受けた方がちょっとそういう形になるんだと思いますよね。全体の中では、その部分のところだけなんです。

ですから、ただ、福祉センターにやっていたときもそうなんだけれども、社協のほうでたしか送迎車両も出しておりますんで、そういったものをなるべく利用できるような形ができ

ればと思います。車両の送迎もある程度使えるんだと思いますので、そういったこともまた配慮していければと思います。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 突然のご質問でございますので、即答ということで申し訳ございませんでしたけれども、ぜひ少しでもいい形になりますよう、地域の皆さん、また町民の皆さんのお声を受け止めていただくことができればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それで、今までいろいろと課長並びに町長にご答弁いただいたんですけれども、ざっくりと流ささせていただいてしまったんですが、今現在、運行がされていない地域もしくは不便に感じている地域の皆さんのお声というの、今後拾っていただくと必要があるのかなというふうな感じはいたしております。

幸い私の地域は今、おたっクルを走らせていただいておりますので、本当にありがたく思っているんですけれども、そういった対応がされていない地域の皆様のお声、そういったものも拾っていただきながら、今後の町の交通施策を進めていただきたいと思うんですけれども、そういう皆さんのお声というのはどのような形で、町は拾っていただくとできるのか、考えているのかお伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 地域の皆様のお声という点ですけれども、まずこの間、お話ししていた中でもありましたように、地域のお話、高齢者とかそういった方のお話でありますと、やはり民生委員さん等が独居の方だったり、高齢者の方との関わりが強い状況でございますので、まずはその方々をお願いして、より地域の現状を確認していただいた声を、まずは聞いていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。課長もおっしゃられるように、そういう方々は、日常的にご高齢者の方と接していただいているところでございますけれども、また逆に、ご高齢者の方は役を持っている方ですと緊張してしまって話せないというところもあります。

今、はつらつ支援ボランティアさんなども日常的に接していただいておりますので、そこには本音が出ているところもございますので、そういった方からも意見を聞いていただくことができればと思っております。

今いろいろとご答弁、町長からもありました、免許がなくても暮らしていけるようなまち

づくりということでございましたので、ぜひそういった交通体系を、また充実を目指して、これからもお願いすることができればと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で、山田久子君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

次は、10時55分から会議を再開いたします。

(午前10時45分)

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（麻生 勇君） 次に、1番渡辺善男君の一般質問を行います。

1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 1番渡辺善男でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回の質問事項は、大きな項目として1項目、コロナ禍の影響、実態把握についてで行います。幾つかの小さな項目に分けて質問しますので、できる限り前向きな答弁をいただきたいと思います。

質問事項1、コロナ禍の影響、実態把握について。

昨年の1月下旬頃から話題になり始めた新型コロナウイルス感染症、その後感染者が増え続け、5月の連休前には政府の緊急事態宣言が発出され、感染症拡大防止と社会経済活動の両立が重要な課題となりました。1年以上経過した今もなお収束には至らず、国を挙げて感染症対策と生活支援や企業の経営支援に取り組んでいるところでございます。

本町においては、いち早く特別定額給付金1人10万円の給付手続を行い、その後国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業を中心に、多くの対策事業や支援事業を予算補正により実施してきました。現在進行中の事業もあります。

これまでの期間、対策や支援の内容について他市町村との比較なども耳にしました。評価する声、しない声、いろいろありますが、何を根拠にという疑問が残るときもあります。多くの事業を抱え、さらに早急なワクチン接種が求められている現状ではありますが、何らか

の方法で実際にどのような影響が出ているのか。どういう方や事業所が困っているのかなど、実態を把握することも必要ではないかと思っております。

そこで、町の対応と見解を伺います。

初めに、コロナで生活に支障を来している世帯をどのように把握しているか伺います。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

生活に支障を来している世帯を把握しているかのご質問でございますが、コロナ禍の影響に限らず生活が困窮している世帯などの把握は、関係する支援機関が集まり毎月1回開催している自立支援調整会議で行っています。この会議は、コロナ禍の影響を含めた支援が必要な方の把握のほか支援内容の確認など、情報共有を図り必要な支援につなげています。

主な支援機関は、生活保護、生活困窮者自立支援制度の実施機関でありますいすみ健康福祉センター、いすみ保健所や、県から生活困窮者自立支援センターと中核地域生活支援センターの委託を受けている夷隅ひなた、さらに生活福祉資金の貸付け業務を行っている社会福祉協議会及び健康福祉課などとなります。

支援機関への具体的な相談件数を申し上げますと、社会福祉協議会の総合支援金貸付け等については、令和元年度以前はほとんど利用がない状況でありましたが、令和2年度は42件となっております。夷隅ひなたの生活困窮者自立支援制度の相談件数は、令和元年度以前は年8件程度でありましたが、令和2年度は17件となっております。

生活保護などの相談件数は、令和元年度以前は年間20件前後でありましたが、令和2年度は29件でございます。

以上となります。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 詳細な答弁ありがとうございました。

メディアでは、全国で20万世帯の困窮世帯とかというざっくりしたことが出てきますけれども、やはり市町村での把握というのは本当に大事になってくるのかなど、また、コロナ禍の前と今の現在・現状ということで、担当課のほうで、それだけきちっと把握されているということでございましたので安心いたしました。ありがとうございます。

質問を変えます。

影響を受けている、今度は事業者や業績が悪化している事業者を、どのように把握してい

るかお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきまして商工観光課からお答えさせていただきます。

商工会で開設いたしましたコロナ支援対策の相談件数や、金融機関からの融資を無利子で受けるための制度、セーフティネットの保証制度の申請件数によりまして事業者数を把握しております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 再質問します。

国の給付金、県の支援金、町の支援金などの手続状況をきちっと把握しているかどうか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問について商工観光課からお答えします。

給付金及び支援金についての令和2年度のコロナ支援対策に係る商工会の手続状況でございますけれども、国の持続化給付金は123件で、法人と個人事業者別の内訳につきましては法人が34件、個人事業者が89件。同じく国の家賃支援給付金でございますけれども13件になりまして、内訳は法人が6件、それから個人事業者が7件。

また、千葉県の千葉県再建支援金は123件で、内訳につきましては法人が34件、それから個人事業者89件。同じく千葉県の感染拡大防止協力金につきましては21件で、法人が6件、それから個人事業者15件の、合計280件の手続を行いました。

また、町の事業継続特別給付金につきましては195件で、内訳は法人が71件、それから個人事業者は124件の手続を行いました。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 丁寧な答弁をありがとうございます。

再質問ですけれども、せっかく担当課のほうで把握しているこの実績数値ですね、今、商工会のほうに置いた相談窓口での実績ということで、当然個人でというか事業所でオンライン申請をやっている方もあると思いますけれども、せっかくこの入手、把握できているこの数値や状況を、やっぱりこの議員や、議員の皆さんも個人的に伺って把握している方もいら

っしやるかと思えますけれども、議員や、管理職職員が共有することも大事ではないかなというふうに私は思えますけれども、いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきまして商工観光課からお答えします。

把握している数値や状況につきましては個人情報以外の情報であり、コロナ支援対策事業に係る制度設計の際に活用しているところでございます。議員の皆様方には個人情報以外の情報になりますけれども、必要によりご提供できることは可能であります。それにより共有を図りたいと考えております。

また、管理職職員につきましては、課長会議等で情報共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

やっぱり議員、また管理職の職員の皆さん方も、直接、住民また事業経営者と接することが多いわけでございます。その中で、特別なこのコロナ禍という中で、いろんな話が出てくると思えますけれども、ある程度の情報というものをつかんでおれば誤解を招くような答え方もしないだろうし、また、そういったいろんな形で、町全体で、そのこのコロナ禍というものに対応していくのは大事ではないかなということで思いましたので、言わせていただきました。

質問を変えます。

感染症対策と経済活動の両立を図るため、情報収集や要望の取りまとめなど連携、また役割分担がきちっと構築できているかどうか伺います。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問につきまして商工観光課からお答えさせていただきます。

まず、商工観光課が主体になりまして、町内事業者への直接の訪問、それからアンケート等により要望や情報収集を行っておりますけれども、必要に応じまして町商工会や大多喜町観光協会、それから養老溪谷の旅館組合等と連携を図り、情報収集や要望の聞き取りへの協力を依頼いたしまして、支援対策への連携それから役割分担を行い、実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

担当課の皆さんが、一生懸命、休み返上でいろんな動き回っていることも重々私も承知しております。本当に大変なことだなというふうに思っております。

再質問しますけれども、いち早く相談窓口を設置したと、大多喜の場合は本当に早かったと思います。どなたの発案か分かりませんが、そういった形で、大多喜町という高齢化が進んでいるこの町、当然事業者、事業主の方も高齢な方が多いわけでありまして、ただその支援、また協力金、いろいろ支援メニューが出てまいりましたけれども、原則はオンライン申請だということで、非常に相談窓口を置いてフォローしたことが評価をいただいているというふうに認識しております。

先ほど担当課長のほうから、取扱件数の報告を伺いました。この数字についても、恐らく同じぐらいの大きさの町では多いほうだというふうに私は思っております。

それで、いち早く相談口を設置したことは本当に評価が高い、継続したほうが、まだまだ支援金の手続等あります、継続したほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきまして商工観光課からお答えします。

先ほどご説明したとおり、商工会での令和2年度のコロナ支援対策に係る国及び県の支援対策事業への相談件数は280件。それから、町事業への相談件数を合わせると401件の相談を受け、対応いたしました。

そのような状況の中、商工会職員だけでは対応できないことから商工会へ補助金を交付し、相談業務職員による各種相談及び支援窓口を設置いたしました。令和3年度につきましては、現在のところ、コロナの状況にもよりますが、国から示された月次支援事業と、それから千葉県感染症拡大防止対策協力金の2事業のみでございます。商工会職員で対応できているようです。

大きな混乱は見受けられませんので、今後は国それから千葉県の支援制度の状況を注視いたしまして、商工会との情報共有を密にして状況を把握していきたいと考えております。そのようなことから、現時点では、相談窓口を設置する予定はございません。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） 本年度については、設置する考えはないという答弁をいただきました。

確かに、この支援金とか内容は変わってきておりますが、担当課長のほうも当然、商工会また観光協会、いろんなどころと考え方のすり合わせをしていただいていると思います。

私の見方とすると、その支援金の内容、手続の内容とか若干変化してきているんですね。今までは期間で対処してというような、最近の県の支援金とかは月ごとにやるような形で、むしろ事務的なことが増えてくるんじゃないかなというふうに感じております。

その辺のところ、当初予算には入っておりませんでしたけれども、ある意味ソフトランディングということで急にすばっとやめるのではなくて、せつかく評価をいただいた相談窓口ということですので、事業者の安心感ということからした場合に規模を縮小してするなり、また、期間を縮めるなり、ある程度の期間を設けてという形で、ぜひその辺のところは少しでも継続してほしいというのが私の考えであります、副町長、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） この新型コロナウイルスですけれども、ワクチンの接種が進んできているということで、このまま終息のほうに向かっていただきたいなと思っているところですが、変異株の発生などまだまだ本当に予断を許されない状況が続いていくと思われまます。

国においても、こういう中で緊急事態措置やまん延防止等重点措置、これらの政策が取られております。また、この政策を取ったことによって当然のように、先ほどからお話のある給付金だとか支援金というような、協力金ですか、そういった形での給付をしなければならないということで、商工会さんのほうに多くの相談が寄せられているというものは十分承知しているところでございます。

今回、その相談窓口の設置につきましては補正予算案には計上していないところでございますけれども、先ほど来、課長のほうからお話もありましたとおり、商工観光課とやはり商工会が連絡を密にさせていただいて、連携しながら新型コロナウイルス等の影響を十分に注視しながら相談業務に支障のないような体制づくりをしていくことが必要かなということで認識しておりますので、大きな変化があったときにはそういう形で対応していく必要があるものだなというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） ありがとうございます。

実際に、本当に連絡を密にしてやっていただいていることを承知しております。ただ、お互い密にしても肝腎なところが言いにくくて言えない部分もあるのかなというふうに思っておりますので、ぜひその辺のところ、実態を掘り下げた連携を取っていただきたいというふうに思っております。

質問を変えます。

支援策等の活用状況の把握と状況報告も必要ではないかというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 支援策等の活用状況及び報告に対するご質問でありますので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取りまとめを担当しております企画課からお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、事業終了後に臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果について、公表するように取扱いが通知されているところでございます。

本町においても、取り急ぎ昨年度の事業終了分については実施状況を取りまとめ、広報等で報告させていただいたところでございますが、引き続き事業目的及び事業内容に応じた成果・効果の検証を行い、報告してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

私はこの質問を通告したときにはまだその情報は入ってなかったもので、その後広報でということで見させていただきました。広報おたき6月号、事業別の状況報告ということで見させていただきましたが、事業によっては項目だけでなく対象人数とか、また金額まで報告したほうが、より一層の取組状況というのは伝わるんじゃないかなというふうに、実際感じました。その辺のところいかがですか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまお話のありました最終的な事業内容の報告でございますけれども、渡辺議員の今おっしゃったとおり、対象人数や金額なども報告することで考えているところでございます。

内容としましては、細かいものもございますが、地域経済の活性化を目的とする施策につ

いては、昨年度、今年度もやっておりますが、地域通貨の利用実績であるとか、クーポン券の利用件数、また、事業者支援を目的とする施策においては、支援金の給付件数や、先ほど商工観光課長のほうからお話のありました相談窓口での相談件数など、また、コロナウイルス感染症拡大防止対策として購入した消耗品や備品等の実績について、全ての項目において効果を検証いたしまして、報告はホームページ等で公表する予定でございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

私も全てはいいと思いますけれども、大多喜町の場合、事前にその支援メニューというか、コロナ禍におけるということでのいろいろとこの予算的な措置というのはいま配付したわけです。それについて、いろんな感じ方があると思いますけれども、でも、あれはどうなったのかなとか、どのくらい果たしていったのかなというふうを感じる方も多んじゃないかなと思います。

そういったことで、多少、報告の内容を工夫することによってよく伝わるのかなと、自分はこのくらいじゃないかなと思ったのがこんなに利用者がいたとか、いろんな形が出てくると思いますので、ぜひその辺のところ、大変ですけども、そんな形でできるだけ町が取り組んだことをきちっと報告、分かりやすく報告をしていただけるとお互いにいいのかなというふうに感じております。

質問を変えます。

コロナ禍の影響調査等で、実態を総合的に把握して検証する必要があると思います。町の見解をお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきまして商工観光課からお答えいたします。

商工観光課で実施した支援事業につきましては、事業制度設計前に、先ほどご説明したとおり商工観光課が主体となり関係機関との連携や役割分担の下、要望や情報収集を行い、売上げが減少した業種など、実態を把握し検証した上で支援事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

再質問します。

本当にこう、誰も味わったことのないことが起きてしまったことで、全てが初めてのことという、当然、予測と想定で制度設計してきたものもあるというふうに見ております。これはもう仕方がないことだと思います。今後に生かすためにも、影響調査や事業の検証、まずどういう影響が実際に出たのかというところが基本になると思いますけれども、その辺のところを調べるということで検証していくということが必要だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきまして商工観光課からお答えさせていただきます。

事業者へ直接訪問による聞き取りや、関係機関との連絡により調査を行い、予測と想定だけでは制度設計はしておりませんが、可能な限り情報収集を行い実態把握に努めてまいりました。

議員のおっしゃるとおり、このような事態がないことが一番でございますけれども、今後に生かすためにも、コロナ感染が終息した暁には、改めて影響に関する調査や支援事業が何を求めていたのか、支援事業の効果があつたのかななどを検証し、有事の事態の参考データとして活用するため検証を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

再質問になります。令和2年度は、災害復旧とコロナ対策で終始したというふうに感じております。膨大な事務量と事業量だったと思います、今なおも続いておりますけれども、これまでは事業の早期実施というのは、本当に優先して事業を一日も早くということで取りかかってきたと思います。今、ワクチン接種を行っておりますけれども、これが滞りなく済んだ、またそのあたりから、一段落したところでこの事態を記録にとどめることも大事ではないかなというふうに思います。

コロナ禍で実際にどのような影響があつて、感染症対策、また経済活動の両立を課題にどう切り抜けてきたか、感染拡大をどう抑え込んできたか、実態を調査・整理して本町の行政、また住民、そして事業所の取組を大多喜モデルとしてまとめておくことも必要ではないかと思っております。

今現在、新聞によりますと大多喜町は11人の感染者です。県下でも下のほうです。大多喜町人口9,000人を割っておりますけれども、実際に昼間人口、昼間ですね、企業にそれから買物、そして観光とかなり実際の人口より多くの方が本町を訪れていると私は認識しております。その中でもこの11人とどめているということが非常に皆さんの意識の高さ、またいろんな意味で貴重なことだと思っております。それをぜひ何かで残していただきたいと思いますが、町長、ご見解をお願いします。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 渡辺議員のご質問でございますけれども、総括という考え方になろうかと思えます。今、渡辺議員さんからいろいろとお話をいただきまして、ある意味コロナ対策、災害対策について、大変評価をいただいたことについては、私ども大変うれしく思うところでございます。それなりに職員一丸となってやってきたということでございます。

やはり、まず大きく考えていきますと、このワクチンの接種、これは今、私どもは10月いっぱいには大体終わらせようということで、ほぼ予定どおりに進めているところでございます。恐らくそんなにかからないと思えますが、やはりこのワクチン接種が完了していくということになりますと、経済というのは間違いなく上向きになるわけですね。日本は全体的にそれが遅れているということで、経済が非常に社会的には遅れているわけでございますけれども、間違いなく上向きになって、今現在でも徐々に上向きになってきています。

やはり私は、経済というのは生き物だと思っております。経済は必ず生きている。ですから日々変化しているということはもう当然、事業をやってきた者はもう十分承知しているわけでございます。そういうことで、コロナの最前線のときのいわゆる対策。また、これから徐々に進行して、収まってきたときの経済対策というのはそれぞれ違うと思えます。

今、我々が経験してきたことはまずそういうことをしっかりと記録として残しながら、データとして残しながら、どうやって生かしていくか。先ほど申しましたように、経済は生き物でございますので、それを次の経済に生かしていくということだと思えます。

先ほどの数字の中でもデータの中にもありますけれども、やはり大多喜町の中小の本当に商工会に所属する事業所というのはそんなに多くなくて、全体で見ましても500事業所ぐらいだと思います。その中で400の事業所が相談したということは、ほぼ大方の皆さんが相談に来たんだと思っております。

あと残りはそれなりの企業でございますので、それなりにほぼ網羅したかなというふうには考えておりますが、それでもまだまだ足りないところもあろうかと思えます。そういった

ことも含めて、データ情報というものを議員の皆さんまた商工会とも、またいろいろと共有をしながら、さらに今後の経済の中に生かしていければと思っています。

やはり、間違いなく10月に私ども接種が終わりますので、当然上がってきますので、それを見据えながらしっかりと経済を進めていきたいと思えます。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

時間ですので、以上をもちまして1番渡辺善男君の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で渡辺善男君の一般質問を終了します。

◇ 根 本 年 生 君

○議長（麻生 勇君） 次に、5番根本年生君の一般質問を行います。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 根本です。質問させていただきます。

私は今回、地域おこし協力隊の現状と効果及び定着への今後の方向性について質問させていただきます。

総務省が平成21年度に創設した地域おこし協力隊は、今年度で12年目を迎えます。協力隊は人口減少や高齢化が進む地域にあって一定期間地域に居住し、農業の応援、住民の生活支援、地域の情報発信等多様な活動を行っています。そして、地域の活性化や定住化人口の増加につながっていると思えます。

総務省の見解の中にも、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移し、地域の諸問題を解決するため地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る目的であると、隊員の目的は定住であるということが明確に書かれています。やはり地域協力隊の方に一生懸命やっていただいて、やっぱり定住してもらうことが目的ですので、定住に向けて様々な施策を行っていく必要があると思えます。

それで、所定の質問に入る前に、この間の大多喜町ホームページに掲載されたツイッターですかね、23歳3人の方の林業関係の方が動画で掲載されていました。その動画を拝見させていただいて、まず、前田さんという方ですけれども、自然のあるこの山を用いて何か人と関わることのできる場所をつくりたいと思え林業を勉強し始めました。よろしく願います。野沢さんという方も、山の中で仕事をしたい、それで林業の協力隊に入っています。

これから3年間勉強したいと思います。よろしく申し上げます。渡邊さん。森と人間の共存を目指したまちづくりをしたくて来ました。なので、今は林業を学びつつ、教育と保育を林業と連携させながらやっていきたいと思いますという、熱い言葉で語っていました。

私も最近この地域協力隊の方と何回か会合というか話合いを持つことができまして、非常に協力隊の方は一生懸命やっている、熱意を持っている、夢と希望を持って大多喜町に来ている。本当に素晴らしい方々です。この方々が3年間、一生懸命やっていただいて、大多喜町に定住してもらって、大多喜町の様々な諸問題を解決してもらうために私たちも努力しなければいけないと思い、今回質問させてもらうものです。

しかしながら、まだまだ不十分な面が多くあると思います。今後、町、協力隊員、地域住民が一体となり努力する必要があります。当町における地域協力隊のさらなる拡充と今後の方向性について伺ってきたいと思います。

まず初めに、地域おこし協力隊を受け入れてから現在までの隊員の状況と将来の効果、問題点等、どのように認識していますか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 根本議員の一般質問に企画課からお答えさせていただきます。

大多喜町地域おこし協力隊は、町外から移住する若者の定住及び定着を図り、もって地域の活性化に資するため設置されたものでございます。

地域おこし協力隊のこれまでの状況ですが、任用実績は全体で14名、現在任期中の隊員は9名でございます。1人目の隊員が平成28年10月に任用されまして、昨年度は6名が活動しております。今年度4名の隊員が加わり、さらに現在3名を募集しているところでございます。

人口減少及び少子高齢化が進行する本町におきまして、地域おこし協力隊は担い手となる人材の確保につながり、任期の終了後、定住・定着が図られることで、地域力の維持・強化にも資する取組であり有効な施策であると考えております。

課題でございますけれども、地域おこし協力隊としての活動が任期の終了後、定住・定着につながるような就業となっていないケースが多く、結果として転出してしまうことではないかと考えております。

地域おこし協力隊の活動が地域に必要とされる活動として、任期の終了後も継続できる活動となるように隊員の活動を支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

定住に、今まで来ているけれども結びついていないということでございます。やはり定住化に向けて、町民も含めて我々も含めて行政も含めて、一生懸命サポートしていかなければならないと思っています。

次に、協力隊員は現在どのようなことで悩んでいると思いますか。当然、いろんなことで悩んでいると思うけれども、どのようなことで悩んでいると思うか。また、協力隊員が着任から3年の任期を終了し定住してもらうためには、やはりカリキュラム等も、何かそういった制度というんですか、そういったものが必要ではないかと。1年目はこういったことをやっていただいて、2年目にはこういったことをやって、3年目にはこういったこと、それで3年後には定住してもらう。そういったカリキュラム等があると思いますけれども、それはどのようになっていますか。

それともう一つ、職員のスキルも非常に大事ではないかと。やはり林業で呼ぶ、いすみ鉄道で呼ぶ、観光で呼ぶにしても、やはり職員の方のスキルというんですかね、高度な能力というんですかね。それは学習とかいろんな勉強して培えることだと思いますけれども、職員の方にそういったスキルもないと、要は林業というのはどういったものだよ、いすみ鉄道みたいな公共交通はどういったものなんだよと。そういったやっぱりスキルがないといけないと思っていますけれども、その辺はどのようになっていますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問ですが、地域おこし協力隊は現在どのようなことで悩んでいるか。そういった内容につきましては、着任後の活動の中で、各隊員の悩んでいることは様々あるのではないかと思われます。

相談窓口といたしましては、所属部署の担当が常時話し合う体制を取っており、対応はさせていただきますところでございます。

カリキュラムにつきましては、隊員の個々の活動内容やこれまでの経験に応じて活動スケジュールはイメージする将来像も違うことから、町で作成しているものは現在ありません。隊員とは、面談を行いながら各自の目標について相談しながら、活動内容は必要な研修の支援など、本人と担当課で意向に沿って決めているところでございます。

あと、職員のスキルについてというところがございましたが、町の職員についてだと思えますが、職員のスキルも、担当も全てスキルがあるわけではないという部分は認識しており

ます。それに関しましては、担当として町の施策の中で、必要なものについては町の職員も研修を受けながらスキルを身につけるような形で、地域おこし協力隊と併せて活動していくような、支援していくような形で考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 若者は、今回、23歳という非常に若い若者が3人来ているということで、この3年間はやっぱり若者にとって大きな3年間だと思うんです。もしかしたら一生費やすかもしれない大事な青年が3年間来るわけですね。極端に言うと人生をかけて来ているというところがあるかと思えます。

今の答弁の中で、カリキュラム等は個々の判断に任せると言っているんですね。個々に対応しているということで具体的なカリキュラムがないと。当然それもカリキュラムですから個々に対応していかなければいけませんけれども、全体としてこういった流れ的なものをつくっていかないと、このままだと協力隊員3人いて、3年間過ぎたら残念ながら定住しないんじゃないですか。いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それではただいま林業の関係の地域おこし隊の話となりましたので、農林課のほうからお答えさせていただきます。

林業関係の地域おこし協力隊につきましては、各年度に複数の隊員が着任している状態でございます。着任時点において、隊員個々の林業に対する知識や経験に差があり、さらに着任後の業務の習得ペースに差があることや、隊員個々に林業に関する考え方や興味を持っていること等に相違があり、個々の方向性に違いが生じているものと考えます。

この制度は、単なる林業作業員の育成をするものではないため、全員に同じカリキュラムを課して、隊員全員が同じ技術を習得し全員で同じペースで同じ方向に進む必要はないと考えております。

むしろ個々の隊員が自分で考えて、自分の興味のあるものや得意分野を広げ、自分の習得したい技術を重点的に習得するなどの選択肢があって、個々の特徴を十分生かせるような活動ができるような方向が望ましいのではないかと考えております。そのため、特にカリキュラム等は作成しておりませんし、現在のところ作成する考えもございません。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 若者と会って話をしてみると、本当に人生をかけて来ているんだなということがひしひしと感じられるわけです。本当に応援してやりたいなと。それで全ての法律、条例、要綱が、全てのことに当てはまるということはないですよ。やっぱり個々の実情に合わせて運用していくといたらそれは当然です。

しかし、基本となるもの、基本となる考え方みたいものはやっぱりないと、それをアレンジしていく、そういったことがないと定住化に結びつかないんじゃないですか。

私は正直、隊員の方と会うまで国のお金で来てくれる、町の持ち出しはほとんどありません。それで町の難問題を解決してくれる。本当に申し訳ないですけども、便利な若者だなあとこの認識が、正直私にはありました。申し訳ないけれどもあったんですよ。

だけれども本当に会ってみて、何回か行動を共にすることによって、そうじゃないんだよと。やっぱり町が、応募して来てもらう、採用するという事は、その人のある程度、人生をかけてきている人たちに対して応えてやらなくちゃいけないんじゃないかと。今までの実績においても、3年間やったけれども定住化はいないと、帰ってしまう方が多いということだと思います。

その辺の人生をかけて来ているんだ。便利な若者たちじゃないんだ。この方々を一生懸命教育なり、あれして、町の活性化につなげるんだ、定住化してもらいたいんだという強い意志は町のほうにありますか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの質問の内容ですけども、町として意志があるかということでございますけれども、大多喜町としても、地域おこし協力隊をこれまで募集して採用させていただいております。

活動に当たっては、当然、地域おこし協力隊の方が来て1人ですぐできるようなものではないものばかりでございます。これまでも地域の皆さんの協力をいただいたり、あとは、いすみ鉄道であれば会社のほうにも協力いただいて、大多喜町をよくするために、そういったノウハウも一緒に学びながら、地域おこし協力隊がその後の生活を大多喜でも続けていけるように、事業として継続できるように、そういった内容で活動いただいておりますので、その内容につきまして町としても支援を一緒にしていきたいというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） できるだけサポートをお願いしたいと思います。

次の質問にいけます。

任期終了を迎える隊員について。私、任期満了を迎える隊員についてのサポート、これが非常に大切だと思っていますよ。任期終了間近になって、定住するのか、定着するのか、その意向調査をやって、定住するために定着するためには何が問題なんだと、何を望んでいるんだと。こういったことをすれば定着・定住化してもらえるんだという、そういった意向調査等を行って、要は任期終了後の相談体制とかを整えて、いきなり3年後に独立して起業するというのは、それはなかなか難しいです、成功させるためには。やはりそういった任期終了後の相談に乗ってやるとか、そういったことが必要です。

あと、起業・定住化・定着に向けた支援体制、これは様々な補助金があるんじゃないんでしょうか。地域協力隊の方にも、起業した場合には100万円の何か補助金が出るような制度も国のほうにあるように書かれています。この件についてはどのように考えていますか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問に企画課のほうからお答えさせていただきます。内容については3点あったかと思えます。

1番目として、定住・定着の意向についての確認ですけれども、こちらにつきましては、任期終了を迎える隊員にだけではなくて、任用後は毎年、次年度の活動予定や任期終了後の意向について、本人と面談を行って伺っているような状況でございます。

2番目に、任期終了後の相談体制でございますけれども、こちらは定住いただいた方につきましては、ほかの町民の方と同様に、相談内容に応じた担当が対応してまいります。地域おこし協力隊で活動していた内容については、引き続き担当課のほうで相談に応じるような対応で、していきたいというふうに考えております。

3点目でございますけれども、起業、定住、定着に向けた支援体制でございますけれども、これまで補助金等の使用実績はございませんが、定住に向けた支援としては、既存の施策として、住宅に関する各種補助金を活用いただきまして、また、起業に向けた支援としては、任期終了後の起業等に要する経費への補助制度を新たに進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 協力隊員の給料は、人件費が200万円、活動費200万円。人件費は月16万5,000円ですね。それとそのほかに起業支援金が100万円あるよということをこの総務省のホームページ等にも書かれています。これは、100万円出せる体制というんですかね、何か

この制度等はあるのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 起業支援事業補助金、こちらについては国のメニューのほうでございます。

町としても、これから3年を経過したり、また今後、起業していこうという方を対象に、新たな制度として制度設計をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ですから今のずっと答弁聞いていて、本当に町にしっかりした制度がないような気がしてならないんです。やはり、就任してから就任中、任期が終わってからもただ個々に対応するじゃなくて、隊員の方にはこういった制度があるよ、任期中、来てからも終わってからもこういった制度があるよということは、やっぱり文書化して、隊員の方に見せることによって何か安心感というんですかね、そういったものも生まれるのではないかと思いますけれども、そういった体系的な制度的なものをつくる考えは、改めて聞きます、全くないですか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 地域おこし協力隊員に関しましては、既存の制度、また新たにこれから出来上がる制度については十分周知していきながら、大多喜町で生活していく上での支援をしていきたいというふうに考えています。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） じゃ、次の質問にいきますけれども、これまで委嘱した隊員の大部分が任期途中で退任しています。今後も積極的に当事業に取り組む意向の中にあって、このことは憂慮すべき事態であると考えています。

なぜ、任期途中で皆さん辞めていっちゃうのか。今いる隊員の方もこのままでいたら、3年後、何人居住してくれるのでしょうか、移住してくれるのでしょうか、定着してくれるのでしょうか。非常にこれは何とかしないとイケないと思いますよ、今までの体制じゃなくてですね。

現在活躍している多くの協力隊員の方々及び今後新たに協力隊員を募集・委嘱し、地域協力隊員事業の目的を達成するためには、これまで退任した協力隊員の支援体制はどうあるべきかを検証し、そういうことは喫緊な課題であると思います。協力隊員が退任するに至った

経緯や今後の支援体制の見直しについて、関係部署においてどのような検証がなされたのでしょうか。1つの課だけではなくて、町全体でこのことについては検証すべきだと思います。

今後の取組方針について、今まで検証はされたのか。されていないとしたら、今後どのような取組方をするのか伺いたい。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問でございます、隊員の退任した経緯でございますけれども、それは各自の意思によるものでございます。要因は様々あると思います。

各部署との協議を行った上での結果でございますが、課題の中でも説明させていただいたとおり、町としての今後の取組といたしましては、地域おこし協力隊の活動が地域に必要とされる活動として任期の終了後も継続できる活動となるように、隊員の活動を支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 関係部署において検証しないんですか。会議というか、しっかりした会議をやって、なぜこういった状況になって今後とも地域協力隊員は募集していくでしょうから、その方々に定住してもらうために何が必要なんだという検証をすべきだと思いますけれども、会議を開いて検証する考え方はありませんか。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それではただいまのご質問に対しまして農林課のほうからお答えさせていただきますと思います。

農林課所属の地域おこし協力隊員につきましては、昨年度末に、2年間在籍していた隊員1名が契約の更新可能な期間1年を残して、契約をしないこととなりました。

この隊員につきましては、林業と現在開校しております音楽教室の両立を目指して活動しておりました。しかしながら副業の音楽教室が好評となり、千葉県内をはじめ、神奈川県、兵庫県など、音楽教室を掛け持ちで行うなど音楽教室が繁忙になり、令和2年度の出勤状況が既定の出勤日数に届いていない状態が続いておりました。

今後も音楽教室の繁忙な状態が継続することが見込まれることから、既定の出勤日数に届かないことが予想されることや、音楽教室のみで生計が立てられるめどがつかないということ、契約を更新しないとの判断をしたとのことですが、この隊員は今後も本町に居住し音楽教室を続けながら、林業については、これまでの経験を生かして副業としていきたいというこ

とでございます。

地域おこし協力隊につきましては、活動はおおむね1年以上3年以内とされており、必ずしも3年の任期が必須ではないこと、また、地域おこし協力隊の制度概要では、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域おこし支援や農業、水産業への従事、住民の生活支援などを行いながら、その地域への定住・定着を図る取組とされており、最終的には、地域で自分の理想の暮らしや生きがいを見つけることにつながるとされております。

そのようなことから、この1名については、町が目指した林業主体での定住・定着とはならなかったものの、今後も本町へ居住する意向とのことであり、少なくとも制度創設の目的が移住であることから、制度自体の目的は達成されているものと考えられるため、特に検証等は実施しておりません。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ぜひ検証して、様々な問題に取り組んでもらいたいと思います。

時間がないので再度、一番言いたかったことを言います。

地域協力隊全国サミットというのが毎年行われているということをご存じだと思います。その会議録も公開されています。その中で一番多く出されていたことは、サポート体制が不十分であると感じているということです、地域協力隊の方が。役場のほうはそうではないよと言っているかも分からないけれども、地域協力隊はそうのように考えているわけです。

現在の隊員が取り組む中で、隊員のサポート体制の充実が非常に大切です。地域協力隊活動応援協議会、名称はともかくとして、組織を立ち上げ、定期的に協力隊員との会合を開き、隊員の募集、選考から着任後の支援、アドバイスについて話し合うべきではないでしょうか。

その中で、職員や隊員との信頼関係の構築、重層的な相談先の確保、多種多様な人的ネットワークの仲介について協議する必要があると思います。この会合には、地域協力隊のために一生懸命、地域で共に活動している方々もたくさんいます。そういった方々も含めて、皆さんで定期的な会合を開いていろんな意見を出す、そういった会合の場が必要ではないでしょうか。

もし、役場のほうでそれが難しいとなったときに、要請があれば、地域協力隊及びその人たちを応援する人たち、地域住民の方々がそういった会合を開いて、役場の方々含め、大勢の方と協議会を開いて意見交換会をしたいと言った場合には、それに対してぜひ協力しても

らいたいと思いますけれども、そういった考え方はいかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの根本議員のご質問に対して企画課からお答えさせていただきます。

町を主体とした協議会の立ち上げについては考えておりません。隊員と職員とはいつでも話し合う体制は整っている、先ほどからお話ししているとおりですが、毎月の活動報告や活動計画及び目標設定など、地域との関わり方なども含めて情報を共有させていただいているところでございます。

連携を図っている中で、仮に隊員同士の情報交換など、必要があれば隊員同士が集まるコミュニティの場としては、町として設けていきたいというふうに考えております。

職員と隊員との信頼関係の構築としては、引き続きコミュニケーションを充実させていきたいというふうに考えております。

あと、根本議員からお話があった何らかの協議会等、地域の協力される方と地域おこし協力隊、そういった中で話合いの場があるとすれば、そういった場に町としても参加いただきたい、参加してくれよということであればそういう要請があれば、町としても一緒にその中にお話しさせて、聞かせていただければと思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。

町長、今のやり取りを聞いていて、町長の感じていることをお願いできれば助かります。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、いろいろやり取りを聞いておりました。私、地域おこし協力隊につきましては、報告書もいろいろ常に見ております。隊員の皆さんとも私はお話ししております。

それでおおむね今、担当課、所管課のほうからお話がありましたけれども、そんなに不十分かというところではないと私は思っております。それで、特に毎月の報告書の中にも、必ず何か気がついて町に要望するようなことがあればということその項目も設けてあります。私もそれを毎回見ております。

やはり、その人その人によって、私はこういう資格を受けたい、それはもう受けさせています。また、研修に行きたい、それも行かせています。ですから、隊員それぞれみんな考え

が違うんですね。ですから、ある程度町で縛るという考え方は、もう私どもは持たないで、本人たちが間違いなく自分で行きたい方向をしっかりとフォローしていく。

ですから、例えばこの資格を受けたいんだけど費用について、もうそれはどうぞということで、その資格を取りに行っている人もいますし研修に行っている人もいますので、今度は栃木のほうに、またある会社の林業の会社のほうに研修にも行きます。そういうことで、いろいろ隊員の皆さんの要望については十分応えていると私は感じているところでございます。

そして、今まで来た中で、大多喜町を離れた方にはそれぞれ理由があるんですね。1人の方は結婚していわゆる離れたということがあります。もう1人の方は、やはり元の会社がありまして、元の会社でぜひ戻ってきてくれということで元の会社に戻っていると。もう1人の方はやはり外国人の方と結婚されていて、やっぱりなかなか思ったようなものではなかったということで、やはり自分の想像していたものとは違うということでありました。そういう話は全部私も聞いております。

それで、先ほど農林課長のお話がありましたけれども、もう1人の方はもともと音楽をやっていたと。林業に来たんですけれども、大多喜に住み続けますよ、町長と。今、音楽活動の自分のやってきたものが実はようやく花が開いたということで、そちらにある程度シフトして、でも大多喜でもその林業をやはり補完的な意味でしっかりと勉強してきたんでやっていきたいということで、それぞれ隊員が皆違いますが、所管課のほうはしっかり私はやっていると思いますので、それをしばらく見ていきたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。すみませんでした。

○議長（麻生 勇君） 以上で根本年生議員の一般質問を終了します。

これをもちまして、一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

その間に昼食を取っていただき、午後1時から会議を再開いたします。

(午後 零時02分)

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（麻生 勇君） 議員の皆様申し上げます。

これから議案審議に入りますが、質疑につきましては同一内容について3回とします。

また、議案書のほかに議案審議資料が配付されていますが、この資料はあくまで参考資料として配付されているものですので、質疑の際は議案書により質疑をされるようお願いいたします。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 人権擁護委員候補者の推薦について。

諮問第1号、議案書の27ページをお願いいたします。

諮問第1号について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員のうち、高橋恒子委員の任期が令和3年9月30日をもって満了することから、引き続き同氏を候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員に推薦しようとする方は、住所、大多喜町小内243番地、氏名は高橋恒子氏、生年月日は昭和39年12月6日生まれ、現在56歳でございます。

高橋恒子氏は、約20年間郵便局にお勤めになられ、平成29年3月に退職されました。現在は、民間の企業にパートとしてお勤めされています。

人格、見識も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解と熱意のある方でありますので、ご承認くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、諮問第1号は、被推薦人を適任者と認めることに決定いたしました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第6、議案第34号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(西川栄一君) それでは、議案つづり29ページをお願いいたします。

議案第34号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

本文の説明前に、提案理由をご説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行すること、発行に関する手数料を徴収することができること、及び手数料の徴収を市町村に委託できること等の規定が追加されます。そのため、市町村の手数料条例等で個人番号カードの再交付手数料に関する規定を定める必要性がなくなることから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、本文に入ります。

大多喜町手数料条例の一部を改正する条例。

大多喜町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表個人番号の部を削る。

附則、この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第7、議案第35号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、議案つづりの31ページをお開きください。

議案第35号の説明をさせていただきます。

本文の説明に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、この内閣府令の改正に準じ、大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。説明に当たり、本文の朗読の一部を割愛

し説明させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号の改正は、児童福祉法附則第73条第1項が同法第24条第3項の条文の一部を読み替えているため、読替え後の内容も適用させる改正を行うものです。

続きまして、第42条第5項の改正は、特定地域型保育の提供の終了に際して、当該事業者は満3歳未満の子供の受入れ連携施設として認定こども園、幼稚園または保育園を確保することが原則となっております。

しかし、特定地域型保育事業が連携施設の確保が著しく困難であると認めた場合は、連携できる施設要件として、現行では家庭的保育事業、児童福祉施設で入所定員20人以上の施設となっておりますが、改正後は連携できる施設として国家戦略特別区域小規模保育事業が加わることとなったため、改正を行うものです。なお、国家戦略特別区域として県内で指定されているのは、成田市と千葉市でございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

この改正により影響を受ける者としては、特定地域型保育事業者となりますが、現在、本町には対象となる事業者はおりません。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第8、議案第36号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(西川栄一君) それでは、議案つづり33ページをお願いいたします。

議案第36号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入る前に、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度の国民健康保険特別会計の決算見込み、繰越金や財政調整基金の状況、また県内市町村の国民健康保険の税率の設定状況等を勘案し、令和3年度の税率算定を行い、庁内での協議、また5月23日には国民健康保険運営協議会を開催させていただき、そこでの協議、承認を得まして、今回、条例の改正案を提案させていただくものでございます。

改正の内容でございますが、本町の国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援分及び介護分について、それぞれ所得割、均等割、平等割を算出し、その合計額を国民健康保険税として課税しておりますが、今回の改正により、後期高齢者支援分の平等割8,000円と介護分の平等割8,100円を廃止しようとするものであります。

なお、この改正を行うことで、後期高齢者支援分で課税される保険税が1世帯当たり最高で8,000円の減額、これは全世帯が減額の対象になります。また、介護分は1世帯当たり最高で8,100円の減額、これは40歳以上65歳未満の被保険者がいる世帯が減額の対象となります。

なお、この40歳以上65歳未満の被保険者がいる世帯では、後期高齢者支援分と介護分の両方の平等割がなくなるため、1世帯当たり最高で1万6,100円の減額となります。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第4項中「及び世帯別平等割額」を削る。

第7条の2を削る。

第9条の2を削る。

第23条中「及びエ」を削り、「オ及びカ」を「エ」に改め、同条第1号中エを削り、オをエとし、カを削り、同条第2号中エを削り、オをエとし、カを削り、同条第3号中エを削り、オをエとし、カを削る。

この改正は、後期高齢者支援分及び介護分の平等割の税率等が規定されている部分を削るなど、所要の改正を行うものであります。

次の附則につきましては、施行期日は公布の日から。適用区分については、今回の改正内容は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までのものについては従前のおりとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（麻生 勇君） なしですので、次に本案に賛成者の発言を求めます。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 7番山田久子でございます。

私は、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

国保税が高いとの町民の皆様のお声がある中、令和3年度の保険税では、後期高齢者医療制度と介護保険制度への支援金の世帯別平等割8,000円と8,100円が削減されることとなりました。

これは、国保税の広域化など制度改正に伴うものとともに、医師、薬剤師さんのご尽力により、千葉県下でも上位のジェネリック医薬品の取組による医療給付費の減、町による健康増進対策、税収対策などの結果として、国保特別会計の繰越金及び基金保有額がともに約1億円となるなど、それぞれの立場でのお取組の結果によるところも大きいと認めているところでございます。これを受け、今後の給付費の支出を勘案しながら、税率算定を見直していただいたものと思っております。

この先も、年度ごとの見直しは行われるものと思っておりますが、個々での健康増進対策も引き続き取り組んでいただきながら、負担の軽減が続いていくことができればと思うところでございます。

また、今後、国等により、子育て支援対策として未就学児の軽減実施も予定されているようですので、国保加入者の税負担の軽減がより進むことを願い、賛成討論とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第9、議案第37号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第37号の説明をさせていただきます。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、前年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の第1号被保険者に対して、介護保険料の減免を実施することが主なものとなります。

そのほかに、新型コロナウイルス感染症を定義している引用先の変更と、減免の対象者などの基準を規定した表記を国の表記に合わせるために、大多喜町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。説明に当たり条文の朗読を一部割愛し、要点のみの説明とさせていただきます。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例。

大多喜町介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改めとあるのは、減免対象となる介護保険料の納期限について定めるものでございます。

同項第1号中の改正は、新型コロナウイルス感染症の定義を引用していた新型インフルエンザ等対策特別措置法から定義が削除されたことに伴い、新たに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律から引用するために改正するものでございます。

同じく第1号中「維持する者」の次に「（以下「主たる生計維持者」という。）」を加え、同項第2号中の改め文については、減免の対象者などを国の基準に合わせるために改正するものでございます。

次に、附則でありますが、第1項は施行期日を定めたもので、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第9条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

36ページをご覧ください。

第2項は、令和2年度以前の年度分の保険料の経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第10、議案第38号 令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第38号の説明をさせていただきます。

37ページをお開きください。

令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,347万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,108万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、第2表の地方債補正から説明させていただきますので、41ページをお開きください。

第2表、地方債補正、追加。

これは、地方債補正として起債を追加するもので、起債の目的は農林業施設整備事業債、限度額420万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

この起債は、農道平沢田代線の平沢地先の法面崩落の対策のための地質調査に充当するものでございます。

それでは、次に事項別明細書の2歳入及び3歳出により、補正予算の説明をさせていただきます。

44ページ、45ページをお開きください。

2歳入。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1,109万1,000円の増額補正は、今回の補正予算にも新型コロナウイルス感染症対策として実施する事業に充当する、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

目2民生費国庫補助金845万2,000円の増額補正は、子育て世帯生活支援特別給付に係る事業費と事務費の補助金でございます。

目3衛生費国庫補助金394万9,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金94万4,000円の増額補正は、ひとり親家庭等医療費等助成補助金でございます。

項3県委託金、目6教育費委託金61万2,000円の増額補正は、中学校部活動の地域部活動推進事業委託金でございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金422万5,000円の増額補正は、収支の均衡を図るため前年度繰越金を充てたものでございます。

款22町債、項1町債、目8農林水産業債420万円の増額補正は、地方債補正で説明しました農道平沢田代線の法面崩落対策の地質調査に充当するものでございます。

次のページをお開きください。

3歳出。

款2総務費、項1総務管理費、目8諸費1,109万1,000円の増額補正は、右側のページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症緊急対策－感染拡大防止対策の需用費と委託料は、新型コロナウイルスの感染者及び濃厚接触者で、日常生活に必要な食料品などの買物ができない町民に対する買物の支援でございます。負担金補助及び交付金は、夷隅医師会への新型

コロナウイルス感染症対策事業補助金でございます。

その下の新型コロナウイルス感染症緊急対策一雇用対策は、町内事業者への支援で、事業活動の維持継続に対し、感染症拡大防止のために実施する取組に対する補助金でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 介護保険事業費12万7,000円の増額補正は、介護報酬の改定などに伴う介護保険システム改修に係る事務費繰出金でございます。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費845万5,000円の増額補正は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関するもので、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し支援を行うものでございます。

目3 母子福祉費188万9,000円の増額補正は、ひとり親家庭等医療費等の助成で、制度変更により、令和2年11月診療分より対象金額制限の廃止や手続の簡素化により申請者が増えたことによるものでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費223万5,000円の増額補正は、夷隅准看護師学校校舎の修繕に対し、夷隅郡市2市2町で補助するものでございます。

目2 予防費394万9,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係るもので、ワクチン接種記録の整理・入力などのほか、接種関連業務に対応するための会計年度任用職員1名分の人件費と、次のページをお開きください、ワクチン接種記録などのシステムの改修及び接種会場の交通誘導警備委託料でございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目5 農地費420万2,000円の増額補正は、地方債補正で説明をさせていただいた農道平沢田代線の法面の崩落対策で、崩落防止工事の実施に必要な地質調査の委託でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目3 消防施設費91万3,000円の増額補正は、弓木地先の防火水槽用地の寄附に伴う嘱託登記委託料でございます。

款9 教育費、項3 中学校費、目2 教育振興費61万2,000円の増額補正は、学校における働き方改革を推進するとともに、子供たちが継続的に質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、文化部活動の地域移行に向けた体制の構築や、持続可能な文化芸術活動を地域へ移行するためのもので、国のモデル事業として、大多喜中学校の吹奏楽部の休日の活動について実施するものでございます。

以上で、議案第38号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 47ページの新型コロナウイルス感染症緊急対策の件でお聞きします。負担金補助及び交付金が900万円という件です。

ちょっと聞くところによると、換気式のエアコンも対象になるということを知っていますが、今から申請を受け付けて、申請書を提出して、補助金決定通知が出て注文して、この夏に間に合うのか。この夏に間に合うように、もっと早く補助金を交付することはできなかったのでしょうか。もう暑い日が続いています。今週もかなり暑い日が続くということです。

また、上限30万円でのどのような感染症対策をしようとしているのか。30万円とした理由は何か。この予算では、補助金は受けられない事業者も出てくるのではないのでしょうか。事業者はたくさんいます。先ほど一般質問の中でも、交付金とか持続化給付金とか受けている業者はたくさんいました。だから、この予算では補助金を受けられない事業者も出てくるのではないのでしょうか。

予算を増額して、補助金を受けることのできる小規模事業者を増やし、上限も上げる考えはないのか。コロナ対策費には多くの繰越金があり、執行残も出るのではないのでしょうか。少しでも予算を増やして、感染症対策を万全なものにすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問について、商工観光課からお答えします。

まず、夏に間に合うかということをございますけれども、議員のおっしゃるとおり、既に暑い日が何日か続いておりますけれども、予算成立後にはなるべく早く申請できるように進めていきたいと考えております。

次に、早く補助金を交付できなかったのかというご質問でございますけれども、調査や制度の内容調整がございましたので、6月議会への補正となりました。

次に、30万円でのどのような感染症対策ができるかということをございますけれども、これにつきましては、対象設備としているものが和式便器の洋式化、それから自動水洗化、それから換気機能付きのエアコン、換気扇、サーモカメラ、非接触型の体温計、自動アルコール消毒機器等の設置を想定しておりますので、和式便器の洋式化が一番高額になるかと思いま

すけれども、30万の補助でこのような設備が設置できると考えております。

次に、予算の増額ができないのかということでございますけれども、予算が全て執行されれば有効に活用されたことと考えますけれども、コロナの感染状況を見極めながら、申請できなかつた人数も把握した上で、補正も考えていかなければならないと考えております。

それから、次の質問ですけれども30万円の上限理由でございますけれども、これにつきましては全国の類似の事業を調査したところ、県内の袖ヶ浦市をはじめ、全国で7自治体が類似事業を実施しておりました。この自治体の事業内容を参考にいたしまして、おおむね、大体上限30万で制度を設計しておりましたのでこれを参考にし、上限30万円ということで設定させていただきました。現在のところ、このように考えておりますので、30万の上限はこのまま変更しないということで、今のところは考えております。

以上になります。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 様々な理由があつて、この時期になつてしまったということです。

ただ、エアコンについてはできるだけ早くやらずにちゃいけないと思つてはいますけれども、今から申請を受け付けて、交付を受けて、電気屋さんに頼むとなると、あつという間にもう夏が過ぎてしまうんじゃないかと思つてはいます。電気屋さんも暑くなれば工事もできないでしょうし。今から最短で大体いつ頃、エアコンであればつけられるようにお考えなのか。

それと、あと要綱はできているのでしょうか。要綱は、案でもいいので、もし大体こんな要綱の案だよというのがありましたら、それを教えていただきたいのと、あと手続が非常に煩雑になると、なかなか申請者の申請が難しくなる可能性もあります。特に今、国の補助金を受けるには、何か結構いろんな書類をつけなくちゃいけなくて、高齢者の事業者とかなかなか思うようにいっていないということでございます。

申請書を、速やかに受けられるようにできるだけ簡略化して、申請を受理してもらいたいと思つてはいますけれども、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問につきまして、商工観光課からお答えします。

まず、要綱の関係でございますけれども、要綱につきましては、予算成立後に速やかに制定したいと考えております。

次に、申請が煩雑になるかということでございますけれども、これにつきましては制度設

計を、こちらの観光本陣で今、執務を行っておりますけれども、利用者が申請しやすいような体制づくりを、構築して、混乱がないように努めてまいりたいと考えております。

それと、エアコンの設置の関係でございますけれども、今のところ予算成立後、7月31日、末日ぐらいの予定で受付期間を設定したいと考えておりますけれども、ちょっと暑い時期に入ってしまうますが、なるべく早い時期に設置ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今の7月31日は受付の終了の時期ということでしたかね、7月31日は。そうすると、7月31日まではまだ何もできないということになりますよね。

多分、先着順というわけじゃないでしょうから、受付は31日で、いろんな申請を見て、申請が妥当なところをつけてやっていくという形になるのではないですか。受付順でどんどんやって、じゃ予算がもうなくなったらそれで終わり。

内容を吟味して、これなら役場が望んでいる感染症対策に適用するだろうというような審議を経てやるのではなくて、むしろ受付の最終日が7月31日だと、何か受付順でやってしまうとどうなのかなという気がします。

やっぱりその内容を見て、できるだけ有効に予算を使うには申請の内容を見て、有効的な使い方をするなというところに補助金を出すということが適当ではないかと思います。

仮にそうすると、7月31日に申請受付の完了だとすると、それから審査して、エアコンの発注をして、工事してといたら、絶対に夏には間に合いませんよね。その辺はどのようにお考えですか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問につきまして、商工観光課からお答えします。

7月31日と言ったのはあくまでも予定ですので、今後、制度設計するに当たりまして、その辺はまたいろいろ考えていければなとは思っています。

それから、制度自体の内容につきましても、まだこれからいろいろ内容を精査した上で行っていきたいと考えておりますので、そういうふうと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質問は。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません、私も今のところでご質問させていただきたいんですけども、この制度は、大多喜町に住んでいて町外で事業をしている方、もしくは町外に住んでいて大多喜町で事業をされている方というのもいると思うんですけども、こういう方たちは今回の補助対象になれるのかどうか、お伺いしたいと思うんですが。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問につきまして、商工観光課からお答えします。

これまで様々な支援事業を行ってきましたけれども、やはり基本的に対象者に対しては、混乱等を避けるために大幅な変更の予定は考えておりません。その中で、原則は法人、個人問わず、町内に本店または事業所がある場合については対象としたいと考えております。

例外としては、今、議員さんがおっしゃった法人本店が町内、それからまたは町内在住の個人事業者で事業所が町外にある場合につきましては、商工会への加入、それから町税が賦課され滞納がないことなど、町の振興に寄与されたことなどを条件に、事業所が町外にある場合でも対象にしたいと考えております。

また、法人本店が町外、または町外在住の個人事業者で、事業所が町内にある場合についても、今言ったような要件で対象にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 44ページ、歳入、総務費国庫補助金、節で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,109万1,000円ですか。

今まで、私、一般会計とは別に、すぐ分かるようにということで、昨年10月までの3億2,629万9,000円、1次、2次、3次合計で52の事業の資料は頂いて、皆さん、持っていると思うんですけども、その後、初めての3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でよろしいですか。

何か金の流れが、収入役に入って財政に行って、企画課が全部これを行っているということなので、その辺をちょっと説明願えますか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 新型コロナウイルス感染症の臨時交付金のご質問でありますので、企画課のほうからお答えさせていただきますが、今年度、新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金の財源が1億1,930万5,000円ございます。

(「もっとゆっくりやって」の声あり)

○企画課長(市原芳則君) 1億1,930万5,000円ございます。

(「これは今年度」の声あり)

○企画課長(市原芳則君) そうです、今年度ということで、昨年度の3次補正の分になりますけれども、3次補正分は今年度に繰越しということで、令和3年度の予算として上げるように予定しているところでございます。

今年度、まず4月の補正で3,130万円ほど予算要求させていただいております。さらに当初予算の中でも、今年度の交付金に充当する財源として使うというものが500万円ほどちょっと予定しておりますが、今回、1,109万1,000円ということで予定しておりますので、通算すると4,739万1,000円ほど計画の中に入れていただいております。

以上です。

○議長(麻生 勇君) ほかに質疑ありませんか。

8番渡辺八寿雄君。

○8番(渡辺八寿雄君) 47ページでありますけれども、子育て世帯生活支援特別給付金事業。先ほどの説明ですと、低所得者の子育て世帯を支援するという事業であります。

この事業は、当初の事業にない新規事業ということだと思います。国庫補助を受けまして実施すると思われませんが、低所得世帯の捉え方、どうしても所得制限があると思うんですけれども、年収をどの程度まで考えておられるのか。そして、対象世帯の見込数、給付金額、それから支給時期の見通し等、分かりましたら教えていただきたいと思います。

それからもう1点、47ページの下段でありますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業。本町接種事業につきましては皆様方のご尽力……

○議長(麻生 勇君) 渡辺議員、1つにしてくれる。

○8番(渡辺八寿雄君) 分かりました。

それでは、初めに子育て世帯生活支援特別給付金事業についてお尋ねをいたします。

○議長(麻生 勇君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) 健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

まず、対象者ですけれども、こちらについてはまず、ひとり親世帯の非課税世帯につきましては申請も必要なく、もう県のほうで5月に支給が済んでいるものと思います。こちら、対象となる世帯が52世帯、子供の人数が86人ということになっております。

それと、あと支給金額、児童1人当たり一律5万円となります。

支給の時期につきましては、先ほど申しましたように、ひとり親世帯についてはもう既に県のほうで支給済みでございますけれども、今後、町を經由して申請が必要な方につきましては、大まかになりますけれども7月ぐらいを見越しております。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。7月をめぐりということで、早い時期に支給されるということで本当にありがたいと思っております。

もう1点は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ということです。直接、予算とは関係ないと言われれば、修正させていただきたいと思うんですけども、スムーズに予防接種ワクチン事業が進んでおられると思います。

打ち手の確保が大変だったと思いますが、その裏手の、いわゆる予防接種に至るまでの業務、例えば生理食塩水の希釈業務とかあると思うんですけども、こちらの業務はどこで行って、当日の接種会場でスムーズな業務が行われているのか、もしよろしければ教えていただきたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） こちらにつきましては、現在、集団接種を実施しております海洋センターの体育館の中に冷蔵庫がございます。そちらのほうで、生理食塩水で希釈をしまして、そちらからの準備をして接種を進めているところでございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません、47ページ、子育て世帯生活支援特別給付金事業の負担金補助及び交付金の子育て世帯生活支援特別給付金のところでご質問させていただきます。さっきの方とちょっと重複してしまうところがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、初めに本町の子育て世帯の数について、18歳の年度末を迎えるまでの世帯数と人数、それから二十歳未満の障害児のおられる世帯とその人数、またそのうち今回の給付対象となる低所得の子育て世帯の給付金の該当世帯と人数、ひとり親の世帯数と子供の人数、またふたり親世帯と人数というところで、ちょっと数が多くて申し訳ないんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 大丈夫、あんまり余計言われると忘れちゃうんじゃないの。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

まず、18歳の年度末を迎える世帯数についてはちょっと把握しておりませんが、人数については1,006人、高校生が182人、中学生以下824人でございます。

あと、二十歳未満の障害児がおられる世帯数は20世帯、人数が20人。内訳としまして、身体の障害のある方が4世帯4人、精神障害が1世帯1人、知的障害が15世帯15人となっております。

続きまして、対象となるひとり親世帯だったでしょうか、52世帯、子供の人数が86人でございます。ふたり親世帯の対象児童については、はっきりとした人数については把握できておりません。あくまでも見込みで予算計上をさせていただいているわけですが、162人と見込んでおります。

取りあえず、すみません、以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません、たくさん申し上げてしまいました、ありがとうございます。

次に、ひとり親世帯の方もふたり親世帯の方も、世帯の状況や、マイナンバーを通じた課税情報の活用などによって、申請方法が異なるようだというふうにちょっと伺っております。これは、どのようになっておられるのか。

また、申請が必要な家庭がありまして、先ほどもう既に申請がなくて、もう振り込まれましたという方と、これから自分で申請をしなきゃもらえないんですという方がいるようなんですけれども、申請が必要な方の周知というのはどのような形になっているのか、お伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 申請が必要でない方につきましては、もう既に積極的支給といたしまして、もう県のほうから既に済んでいるところでございますけれども、また町のほうで、申請が必要であってもこちらで把握できる、申請が必要でない方につきましては、積極的に通知をして把握に努めてまいります。

それ以外に、町からの、高校生のいらっしゃる家庭等について、広報ですとか、あと町ホームページで周知を図るところでございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。今の件につきましては、町としては積極的な給付というのは本当にありがたいかと、普通は町は申請しないと難しいなんて言われているところなので。

すみません、もう1点質問させていただきたいのは、47ページの新型コロナウイルス感染症緊急対策－感染拡大防止対策のほうでお伺いをしたいと思います。

こちらの委託料、感染者等買物支援委託料ということでございますが、この委託先はどこを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） こちらについては、町の社会福祉協議会への委託を検討しております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 山田議員、今度は5回目なんだけれども。

○7番（山田久子君） 内容が違います。質問内容が違う。

○議長（麻生 勇君） この中で。

○7番（山田久子君） 事業内容が違うので、いつもその事業ごとに3回ずつやらせていただいていたと思うんですけれども。

○議長（麻生 勇君） そうだったっけ。違うでしょう。

○7番（山田久子君） そうだと思います。

（「1議案だよな」の声あり）

○7番（山田久子君） 今のは内容が違いますよね、上の予算と下の予算で。

○議長（麻生 勇君） 1議案だから、1議案3回だから、1議案。

○7番（山田久子君） ごめんなさい、私の解釈が違うかもしれないんですけれども、いつも予算とか決算のときはそうでしたけれども、普通的时候はその一つずつの事業でやらせていただいていたんじゃないかなと思っていたんですけれども。

（「違いますね」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 違うと局長が言っています。

○7番（山田久子君） 分かりました、以上です。

○議長（麻生 勇君） ごめんなさいね。

ほかに質疑。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 47ページの新型コロナウイルス感染症対策の雇用対策の900万の関係なんですけれども、これから要綱をつくるということなんですけれども、事業をこれからやるということなんですけれども、もう既に設置しちゃった分については対象外になっちゃうんでしょうかね。

時期的に、もっと早めにこういう補助金があるよとかと、早くつくってもらえればよかったんじゃないとか、いろいろ言い方はあるんじゃないかと思うんですけれども、既にやっちゃった場合はどうなるか、そこだけちょっとお聞かせいただければ。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 商工観光課からお答えいたします。

ちょっと声が小さいので、マスクを外させてもらいます。申し訳ございません。

ただいまの質問につきましては、先ほどご説明いたしました、調査や内容の調整がありましたので6月会議の要求となってしまいました。

現在のところ、既に設置した事業者様におかれましては対象とは想定していませんので、そう考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第11、議案第39号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第39号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

議案つづり61ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、令和3年度介護報酬改定等に伴うもので、制度改正に合わせた介護保険システムを改修する必要が生じたため補正を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和3年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億263万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、66ページ、67ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目5介護保険事業費補助金12万6,000円の増額補正は、システム改修に対する国の補助金でございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金12万7,000円は、システム改修に伴う事務費繰入金を増額するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたしますので、68、69ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費25万3,000円の増額補正は、介護報酬改定に伴う介護保険システムの改修に係る委託料でございます。

以上で、令和3年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（麻生 勇君） お諮りします。

ただいま町長から議案第40号 財産の取得についての議案が提出されました。

この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、提出された議案第40号 財産の取得についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（麻生 勇君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 追加日程第1、議案第40号 財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、追加で提案させていただきました議案第40号 財産の取得について、本文説明の前に、提案理由についてご説明させていただきます。

現在、運用している固定系と言われる防災行政無線につきましては、前身であるオフトーク放送設備の老朽化及び部品調達困難等による代替設備として平成17年度から平成19年度にかけて整備され、定期的な保守も行い、これまで運用されております。

しかし、既存の設備の放送等で発する電波が、改正された電波法令に適合しないものとなってしまったため、法令の経過措置期間満了となる現在の免許許可期限でもございます令和4年11月30日をもって使用できなくなることとなりました。

このようなことから、改正後の電波法令に適合した電波を発する無線設備に更新しようとするものでございます。

今回、更新を計画していますのは、基地局、中継局となっている本町役場及び星井畑、また、再送信局となっている平沢共同館及び基幹集落センターの4か所の無線設備を更新するものでございます。

更新に当たり、専門業者8者を指名し、入札を5月27日に実施した結果、スイス通信株式会社が最低価格となりました。このようなことから、同社との契約を締結するため、議会の議決を得たく提案するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

財産の取得について。

大多喜町防災行政無線（固定系）更新業務の契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

- 1、契約の目的、大多喜町防災行政無線（固定系）更新業務。
- 2、契約方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、4,180万円。
- 4、契約の相手方、千葉市中央区都町六丁目21番5号、スイス通信システム株式会社、

代表取締役、平野恒次。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） 今、私の地域は防災無線が使えないことに、使えないというか、故障になって使えないんですが、これを見ますと納入期限が令和4年3月25日ということになっているので、その間どういう対処をしていただけるのか、その辺のところをちょっと伺いたい。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきましてご回答させていただきます。

ただいま、現状では平沢区の一部の地区にございまして、ご迷惑をかけているところがございます。

今回、この案件を可決いただいたところになりましたら、早速、まずこの再送信局、平沢の共同館を中心とした再送信局のほうから、まず事業のほう、優先的に実施していく予定でございます。

今のところ、町のほうからの防災行政無線で流している内容につきましては、大変ご迷惑をおかけしているところがございますが、ホームページ、また必要であれば文字放送でもその内容を見られるような状態にしておるところでございます。

いましばらくご不便をかけるところがあると思いますが、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 2番渡邊泰宣君。

もっとマイクを自分のほうに向けてよ、聞こえない。

○2番（渡邊泰宣君） この件につきまして、もう使えなくなったときがやっぱり3月頃だったと思うんです。で、その間、いろんな事態が発生しておりまして、平沢地区でも車上荒らしがあったとかそういうこともあったので、そういうことがやっぱり近く、区民の人が知らないと非常にまずいんじゃないかというふうに思いますが、そういうことについてもやはり何か対応してもらわないと、区民のほうは対応がちょっとできづらいところもあると思うんですが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（麻生 勇君） いいかい。

（「はい」の声あり）

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（麻生 勇君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日9日から9月30日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、明日9日から9月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） 本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時15分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 麻 生 勇

署 名 議 員 渡 辺 八 寿 雄

署 名 議 員 山 口 定 夫